

京 都 府 水 防 計 画

令和 8 年度

京 都 府

目 次

第 1 章 総 則	1
第 1 節 目的	1
第 2 節 計画の内容	1
第 3 節 安全配慮	1
第 2 章 用語の定義	2
1 用語の定義	
第 3 章 水防の責任	5
1 京都府の責任	
2 水防管理団体の責任	
3 気象庁長官（京都地方気象台）の責任	
4 国土交通大臣（近畿地方整備局長）の責任	
5 知事の責任	
6 市町村防災会議の責任	
7 市町村の責任	
8 水防管理者又は量水標管理者の責任	
9 居住者等の義務	
10 水防協力団体の義務	
第 4 章 水防組織と機構	9
第 1 節 水防活動の組織	9
1 災害警戒体制・災害警戒本部・災害警戒支部	
2 災害対策本部・災害対策支部	
3 災害対策本部建設交通部の組織	
4 建設交通部各班の事務分掌	
5 地方災害対策支部（水防担当地方機関）の事務	
第 2 節 重要水防区域（箇所）等	15
第 3 節 指定水防管理団体	15
第 4 節 地方機関の水防担当区域	16
1 土木事務所等水防担当区域、水防担当部門（河川、砂防、海岸、港湾、道路）	
2 広域振興局等の水防担当区域、水防担当部門（ため池、頭首工、用排水樋門排水機）	
第 5 章 予報及び警報等	17
第 1 節 大雨・洪水に関する予警報等	17
1 気象庁が行う水防活動用注意報及び警報	
2 大雨警報・洪水警報等を補足する情報	
3 気象観測所の配置	
4 国土交通省と気象庁とが共同して行う洪水予報	

5	国土交通省が行う水防警報	
6	京都府と気象庁とが共同して行う洪水予報	
7	京都府が行う水防警報及び水位情報の通知・周知等	
8	ダム管理者が行う放流連絡	
第 2 節	地震及び津波に関する予警報等	39
1	津波関係	
2	地震関係	
3	情報の伝達基準等	
第 3 節	情報等の伝達	45
第 6 章	雨量・水位等の観測・予測・通報及び公表	46
第 1 節	雨量の観測及び通報	46
1	雨量の観測	
2	雨量の通報	
3	障害時の通報	
第 2 節	水位の観測及び通報	46
1	水位の観測	
2	水位の通報	
3	障害時の通報	
第 3 節	雨量・水位、ダム諸量及び河川防災カメラ画像の公表	47
第 4 節	水位の予測	48
1	水位等の予測	
2	予測情報の先行配信	
3	水位予測及び氾濫区域予測の通知	
第 5 節	連絡系統	49
第 7 章	ダム・水門等の操作	50
1	ダム・水門等	
2	操作の連絡	
3	連絡系統	
第 8 章	水防通信連絡	50
1	水防上緊急を要する通信について	
2	通信使用協定について	
第 9 章	輸 送	51
第 10 章	水防用設備資材器具	51
1	指定水防管理団体の水防倉庫及び資器材等備蓄基準	
2	水位計（量水標）	

第 1 1 章 水防活動に関する諸規定	53
第 1 節 公用負担	53
1 公用負担権限証明書	
2 公用負担命令書	
第 2 節 優先通行の標識	53
第 3 節 水防信号	54
第 1 2 章 水防活動	55
第 1 節 水防体制	55
1 本庁における水防体制	
2 土木事務所の水防体制	
3 広域振興局の水防体制	
4 大野ダム総合管理事務所の水防体制	
5 水防管理団体の水防体制	
6 ため池、頭首工、用水樋門、排水樋門、排水機各管理者の水防体制	
7 堰堤管理者の水防体制	
第 2 節 水防管理団体の出動	57
1 非常配置	
2 出動	
3 出動の援助協力	
第 3 節 出動・水防開始・堤防・ため池等の異常に関する報告	58
1 出動、水防開始、堤防等の異常に関する報告	
2 ため池等の異常に関する報告	
第 4 節 氾濫・決壊・漏水等の通報及びその後の措置	58
1 氾濫等の通報	
2 決壊・漏水等の通報	
3 氾濫・決壊・漏水等の通知の内容	
4 氾濫・決壊・漏水等の通報系統	
5 決壊後の措置	
第 1 3 章 土砂災害対策	62
1 土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達	
2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	
3 京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システムによる監視	
第 1 4 章 道路防災対策	66
第 1 節 交通規制に関する計画	66
1 交通規制対策	
2 交通情報の収集及び提供	
第 2 節 異常気象時における道路通行規制要領	66

1	京都府管理道路における規制要領	
第 15 章	避難のための立ち退き	87
1	立ち退き計画の作成	
2	立ち退き指示	
3	立ち退き指示の徹底	
第 16 章	応急復旧	87
1	河川における応急復旧	
2	道路・橋梁等の応急復旧	
第 17 章	水防解除	88
1	水防管理者	
2	土木事務所長	
第 18 章	水防活動報告	88
第 19 章	水防訓練	88
第 20 章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	89
1	洪水対応	
2	高潮対応	
第 21 章	大阪府及び兵庫県との協定事項	101
1	大阪府との協定事項	
2	兵庫県との協定事項	
第 22 章	土地の立入の身分証明書	104

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、必要な事項を規定し、府内の河川及び海岸の洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第 2 節 計画の内容

本計画においては、「京都府管内の水防上必要な監視・予報・警報・通信連絡・輸送・ダム・水こう門の操作」、「水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体の活動及び水防管理団体間の協力応援」並びに「水防に必要な器具・資材及び水防倉庫の整備及びその運用」について、その大綱を示す。

第 3 節 安全配慮

水防管理者は、洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

第 2 章 用語の定義

1 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

(1) 水防管理団体（法第 2 条第 2 項）

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合をいう。

(2) 指定水防管理団体（法第 4 条）

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定することができる。

(3) 水防管理者（法第 2 条第 3 項）

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長をいう。

(4) 消防機関（法第 2 条第 4 項）

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう。

(5) 消防機関の長（法第 2 条第 5 項）

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう。

(6) 水防団

法第 6 条に規定する水防団をいう。

(7) 量水標管理者（法第 2 条第 7 項、法第 10 条第 3 項、法第 12 条）

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない。

(8) 水防協力団体（法第 36 条第 1 項及び第 2 項）

水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

(9) 洪水予報河川（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣

又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。

(10) 水防警報（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

(11) 水位周知河川（法第 13 条）

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた特別警戒水位に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

(12) 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた避難判断水位への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、氾濫危険水位（特別警戒水位）への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(13) 水位の通報（法第 12 条第 1 項）

都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第 10 条第 3 項若しくは前条第 1 項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

(14) 水位の公表（法第 12 条第 2 項）

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(15) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。

(16) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(17) 避難判断水位

高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報へ注意喚起となる水位をいう。

(18) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示発令の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(19) 氾濫発生水位（氾濫開始水位）

洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位（堤防天端高（又は背後地盤高））をいう。市町村長の緊急安全確保措置の発令判断の目安となる水位である。これまでの「氾濫する可能性のある水位」の名称を変更したものである。

(20) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(21) 洪水浸水想定区域（法第 14 条）

洪水予報河川及び水位周知河川等について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として、国土交通大臣または知事が指定した区域をいう。

(22) 高潮浸水想定区域（法 14 条の 3）

高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として知事が指定した区域をいう。

第 3 章 水 防 の 責 任

水防に関係する各主体について、水防法に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

1 京都府の責任

京都府内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する。（法第 3 条の 6）

2 水防管理団体の責任

水防管理団体である市町村及び水防事務組合は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。

これは、水防法の定めるところに従って水防組織を整備し、水防活動を行い、水防施設、器具及び資材を整備するなど、水防に関するあらゆる準備行為、具体的水防活動などを実施することである。（法第 3 条）

3 気象庁長官（京都地方気象台）の責任

[洪水予警報等の周知]

気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を京都府知事に通知するとともに、必要に応じて放送機関・新聞社・通信社その他の報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（法第 10 条第 1 項）

4 国土交通大臣（近畿地方整備局長）の責任

[洪水予報の通知]

- (1) 淀川（淀川、木津川、桂川）及び由良川に洪水のおそれがあると認められるときは、それぞれ大阪管区気象台、京都地方気象台と共同して、その状況を水位又は流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示して京都府知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（法第 10 条第 2 項）

[洪水浸水想定区域の指定・公表・通知]

- (2) 国土交通大臣は、淀川（淀川、木津川、桂川）及び由良川について洪水浸水想定区域の指定を行い、その区域及び想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。（法第 14 条第 1 項及び第 3 項）

[水防警報の通知]

- (3) 淀川幹川・淀川支川桂川・淀川支川木津川・淀川小支川名張川及び由良川下中流について洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認められるときは水防警報を発し、京都府知事に通知しなければならない。（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）

5 知事の責任

[洪水予報の指定・通知]

- (1) 知事は、流域面積が大きい河川で洪水により相当な被害を生ずるおそれがあるとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、京都地方気象台と共同して洪水予報を行い、その状況を水位又は流量を示して直ちに水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（法第 11 条）

[水位到達情報の通知・周知]

- (2) 知事は、洪水予報河川以外の河川のうち、国民経済上相当な被害を生じるおそれがあるとして指定した河川について、特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（法第 13 条第 2 項）

[洪水浸水想定区域の指定・公表・通知]

- (3) 知事は、洪水予報河川に指定した河川及び水位周知河川（水位情報周知河川）について、洪水浸水想定区域の指定を行い、その区域及び想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。（法第 14 条第 1 項及び第 3 項）

[国が行う洪水予報の通知]

- (4) 知事は、国土交通大臣から洪水予報の通知を受けた場合は、直ちに水防計画に定める水防管理者及び量水標管理者にその受けた通知に係る事項を通知しなければならない。（法第 10 条第 3 項）

[水防警報の発表]

- (5) 知事は、河川、沼湖及び海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報を発表しなければならない。（法第 16 条第 1 項）

[水防警報の通知]

- (6) 知事は、(5)の水防警報をしたとき、又は国土交通大臣が行う水防警報の通知を受けたときは、水防計画で定める水防管理者及びその他水防に関係ある機関に通知しなければならない。（法第 16 条第 3 項）

[決壊の通報の通知及び周知]

- (7) 知事は、河川で浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫している旨の通報を受け、相当な損害を生ずる恐れがあると認めるときは、直ちに水防計画に定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（法第 24 条の 2 第 2 項）
- (8) 知事は、堤防その他の施設が決壊した旨の通報を受け、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般

に周知させなければならない。（法第 25 条第 2 項）

6 市町村防災会議の責任

[伝達方法等の定め]

- (1) 市町村防災会議は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、次の事項について定めるものとする。（法第 15 条第 1 項）

①洪水予報、水位到達情報の伝達方法

②避難場所、その他円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項

③浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）
でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る）

[地下街等における伝達方法の定め]

- (2) 市町村防災会議は、(1)の③により規定する施設について、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のため洪水予報、水位到達情報の伝達方法を定めるものとする。（法第 15 条の 2）

7 市町村の責任

[洪水予報等の周知]

市町村は、市町村地域防災計画で定められた第 6 項(1)の①～③について、これらを記載した印刷物の配布等により住民に周知させなければならない。（法第 15 条第 3 項）

8 水防管理者又は量水標管理者の責任

[水位の通報]

- (1) 水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は洪水予報の通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が通報水位を超えるとときは、その水位の状況を、水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。（法第 12 条第 1 項）

[氾濫注意水位（警戒水位）の公表]

- (2) 量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるとときは、その水位の状況を、水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。（法第 12 条第 2 項）

[水防団等の出動]

- (3) 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動準備をさせなければならない。（法第 17 条）

9 居住者等の義務

- ①水防への従事（法第 24 条）
- ②水防通信への協力（法第 27 条）

10 水防協力団体の義務

- ①堤防等決壊の通報（法第 25 条）
- ②決壊後の処置（法第 26 条）
- ③水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- ④津波避難訓練への参加（法第 32 条の 3）
- ⑤業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条）

第 4 章 水防組織と機構

第 1 節 水防活動の組織

1 警戒準備体制・災害警戒本部・災害警戒支部

建設交通部河川課長・砂防課長、各土木事務所長等は、警戒準備体制が確保された場合及び災害警戒本部(支部)、災害対策本部(支部)が設置された場合の水防待機要領を作成するものとする。

(1) 警戒準備体制

京都府に気象業務法第 14 条の 2 第 1 項の規定によるレベル 2 氾濫注意報、レベル 2 大雨注意報、レベル 2 土砂災害注意報が発表され、警戒準備体制が確保された場合、又はレベル 3 高潮警報及びレベル 4 高潮危険警報が発令された場合、次の体制により水防活動を行う。

警戒準備体制の職員配備

危機管理部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部
危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 2	—	—	道路計画課 道路建設課 道路管理課 2 河川課 砂防課 3	警備第一課 2

※レベル 2 高潮注意報発令時は、自宅にて今後の気象情報や潮位に注意し、レベル 3 高潮警報の発令までに執務室に到着できる体制をとる。

広域振興局の職員配備

広域振興局	土木事務所	大野ダム総合管理事務所
(災害警戒支部規程による)	土木事務所 2～3	(洪水警戒体制実施要領による)

(2) 1 号配備

気象業務法に基づく予報警報が府内全域又は一部の地域に発表され、重大な災害の発生が予想されるとき、又は京都府の地域にレベル 3 氾濫警報、レベル 3 大雨警報、レベル 3 土砂災害警報、レベル 4 氾濫危険警報、レベル 4 大雨危険警報、レベル 4 土砂災害危険警報が発表され災害警戒本部が設置された場合、又はレベル 5 高潮特別警報が発令された場合、次の体制により水防活動を行う。

災害警戒本部の体制

危機管理部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部
危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 6	健康福祉 総務課 1	農村振興課 1	道路計画課 道路建設課 道路管理課 2 河川課 砂防課 6	警備第一課 2

災害警戒支部の体制

広域振興局	土木事務所	大野ダム総合管理事務所
(災害警戒支部規程による)	土木事務所 4～11 美山出張所 舞鶴出張所 峰山出張所 2～4	(洪水警戒体制実施要領による)

(3) 2号配備

大雨その他異常な自然現象により河川施設に災害が発生しはじめたとき、又は台風が近畿地方に接近することが予想され災害警戒本部が設置された場合、次の体制により水防活動を行う。

災害警戒本部の体制

危機管理部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部
危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 10	健康福祉 総務課 2	農村振興課 1 森の保全推進課 1	監理課 3 道路計画課 道路建設課 道路管理課 5 交通政策課 1 河川課 砂防課 11 下水道政策課 1	警備第一課 3

災害警戒支部の体制

広域振興局	土木事務所	大野ダム総合管理事務所
(災害警戒支部規程による)	土木事務所 8～22 美山出張所 舞鶴出張所 峰山出張所 4～8	(洪水警戒体制実施要領による)

(4) 津波に関する災害警戒本部

津波注意報若しくは津波警報の発表により災害警戒本部が設置された場合、次の体制により水防活動を行う。

	津波注意報	津波警報
知事直轄組織		秘書課 1 職員総務課 1 会計課 1
危機管理部	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 6	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 15
総務部		総務調整課 1
総合政策環境部		政策環境総務課 2

文 化 生 活 部		文 化 生 活 総 務 課 1
健 康 福 祉 部		健 康 福 祉 総 務 課 1
商工労働観光部		産 業 労 働 総 務 課 1
農 林 水 産 部	水 産 課 1	農 政 課 4 水 産 課 1
建 設 交 通 部	河 川 課 2 砂 防 課 1 港 湾 局 1	監 理 課 1 河 川 課 3 砂 防 課 3 港 湾 局 1
教 育 庁		総 務 企 画 課 1
警 察 本 部	警 備 第 一 課 1	警 備 第 一 課 1

(5) 災害警戒本部の閉鎖

災害が発生するおそれが解消したときは、知事（災害警戒本部長）が閉鎖を決定する。

(6) 災害警戒支部の設置及び閉鎖

ア 災害警戒本部の地方組織として、広域振興局長を支部長とする「災害警戒支部」を設置する。

イ 災害警戒支部の設置及び閉鎖については、本部長の指示によるほか、広域振興局長（支部長）の判断により、本部長との協議を経て決定する。

ウ 災害警戒支部の職員配備については、地域の実情に応じ、あらかじめ支部長が定めるものとする。

2 災害対策本部・災害対策支部

(1) 災害対策本部の設置及び閉鎖

ア 災害対策本部の設置は、暴風雨若しくは大雨等のため、相当の被害が発生するおそれがあるとき若しくは発生したとき、又は特別警報が発表された場合に、状況判断(※)を踏まえ、知事（災害対策本部長）が決定する。

※状況判断

- 1 府内における降雨状況及び降雨予想
- 2 府内主要河川の水位変動状況
- 3 台風の進路予想
- 4 府内各地の被害発生状況
- 5 近畿地方各府県の防災体制

災害警戒本部によって収集された上記に掲げる情報等が、深刻化した場合は、緊急参集チームは災害対策本部の設置について協議する。

- 6 府内市町村の災害救助法の適用状況
- 7 府内市町村の災害対策本部の設置状況

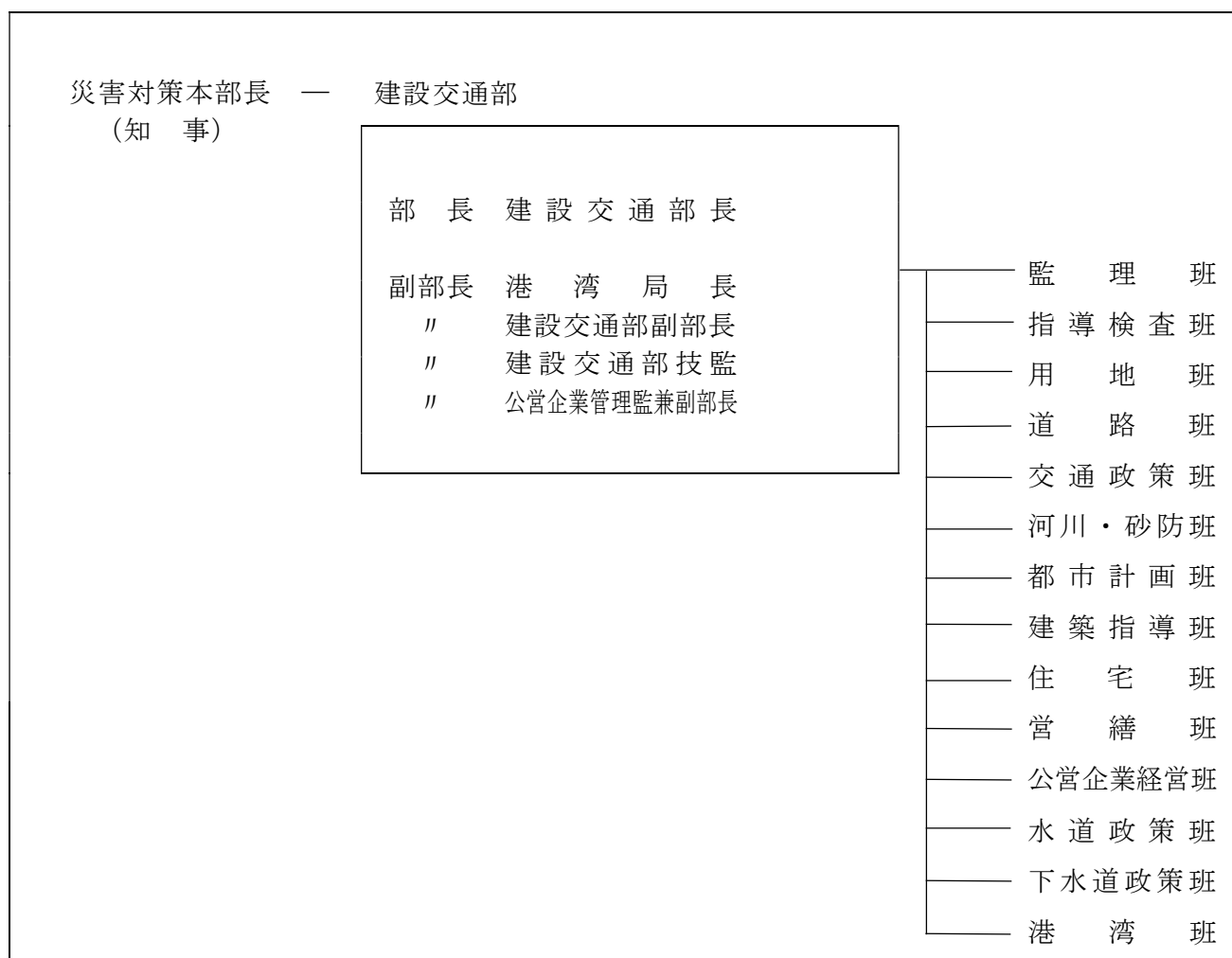
イ 被害が拡大するおそれが解消し、応急対策活動がおおむね終了したときは、知事が閉鎖を決定する。

(2) 災害対策支部の設置及び閉鎖

ア 災害対策本部の地方組織として、応急対策を実施するため必要があるときは、府広域振興局管内ごとに府広域振興局長を支部長とする「災害対策支部」を設置する。

- イ 災害対策支部の設置及び閉鎖は、災害対策本部長の指示に基づき、対策支部長が行うものとする。
- ウ 災害対策支部の組織及び編成は、各地域の実情に応じ、対策支部長があらかじめ定めるものとする。その際、初動期における被害状況の迅速な把握、連絡調整、助言等を行う職員の派遣など、市町村との連携強化を図るよう配慮するものとする。
- エ 災害対策支部の活動に必要な事項は、別に対策支部活動計画により定めるものとする。その際、迅速かつ適切な住民対応を図るものとして、被災地域への訪問、被害への相談対応、市町村が行う住民支援活動のバックアップなどが行われるよう配慮するものとする。

3 災害対策本部建設交通部の組織



4 建設交通部各班の事務分掌

班 名	事 務 分 掌
監 理 班	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関する事。 2 部内関係ボランティアの登録、受入及び派遣に関する事。
指 導 検 査 班	1 公共土木施設等の応急復旧工事の技術指導に関する事。
用 地 班	1 用地事務の指導に関する事。 2 被災地における応急的な土地利用情報に関する事。
道 路 班	1 道路、橋梁等の整備点検に関する事。 2 道路、橋梁等及び通行規制の情報の把握及び通報、情報共有、府民・道路利用者への情報提供に関する事。 3 道路、橋梁等の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 4 近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関する事。 5 道路除雪の情報の把握及び通報に関する事。 6 道路除雪対策に関する事。 7 交通班との連絡に関する事。 8 都市施設のうち道路の被害調査に関する事。
交 通 政 策 班	1 公共交通関係機関との連絡調整に関する事。
河 川 ・ 砂 防 班	1 水防に関する事。 2 ダム等河川附属物の運用についての指導又は監督に関する事。 3 河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）関係施設の整備点検に関する事。 4 水防関係情報の把握及び通報に関する事。 5 河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 6 公共土木施設等被害状況の収集整理に関する事。 7 公共土木施設等の応急復旧調整に関する事。 8 雨量水位観測施設等の運用に関する事。 9 調整班及び農村振興班との連絡に関する事。 10 京都地方气象台及び近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関する事。 11 排水ポンプ車に関する事。
都 市 計 画 班	1 都市計画事務の指導に関する事。 2 公園等の施設の被害状況調査に関する事。

班 名	事 務 分 掌
建 築 指 導 班	1 被災住宅に対する独立行政法人住宅金融支援機構復旧費の指導に関すること。 2 地震被災建築物の応急危険度判定に関すること。 3 被災宅地危険度判定に関すること。
住 宅 班	1 府営住宅の応急修理に関すること。 2 公営住宅の被害状況調査及び応急復旧の指導に関すること。 3 応急仮設住宅の設計・施工に関すること。
営 繕 班	1 府有建築物の被害状況調査及び応急復旧の指導に関すること。
公営企業経営班	1 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 2 飲料用水等の供給に関すること。
水 道 政 策 班	1 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。
下 水 道 政 策 班	1 流域下水道施設の運転管理、被害状況調査、雨水幹線に関すること。 2 公共の汚水処理施設、市町村の雨水排水施設の被害状況調査に関すること。
港 湾 班	1 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）関係施設の整備点検に関すること。 2 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関すること。

5 地方災害対策支部（水防担当地方機関）の事務

所轄区域内水防管理団体の技術指導、その他現地における一切の水防事務に関すること。

第2節 重要水防区域（箇所）等

京都府内の河川のうち、その現状から見て洪水の場合において、公共上に及ぼす影響が大きく、特に、警戒防御を図る必要が認められるものについて、その区域を重要水防（箇所）区域に指定する。その区域を資料編に示す。

（資料）国土交通省重要水防箇所 資料編 212～234 頁

京都府重要水防区域 資料編 235～255 頁

また、2 m以上の築堤かつ人家連担の区間や近年の台風や集中豪雨等により大きな被害を受けた区間を出水時における重点的に警戒すべき箇所（河川重点警戒箇所）として位置づける。その区域を資料編に示す。

（資料）京都府河川重点警戒箇所 資料編 256～268 頁

第3節 指定水防管理団体

水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のある市町村及び水防事務組合を指定水防管理団体に指定する。

その団体を資料編に示す。

（資料）水防管理団体の水防要員現況 資料編 269 頁

第4節 地方機関の水防担当区域

1 土木事務所等水防担当区域、水防担当部門（河川、砂防、海岸、港湾、道路）

公所名	区域	対象予報警報区域	
		一次 細分 区域	市町村等 をまとめた 地域
京都土木事務所	京都市(右京区嵯峨越畑及び西京区の一部を除く)	南部	京都・亀岡
乙訓土木事務所	京都市西京区の一部・向日市・長岡京市・乙訓郡		京都・亀岡
山城北土木事務所	宇治市・城陽市・八幡市・京田辺市・久世郡・綴喜郡		山城中部
山城南土木事務所	木津川市・相楽郡		山城南部
南丹土木事務所	京都市右京区嵯峨越畑町・亀岡市 南丹市・船井郡		京都・亀岡 南丹・京丹波
中丹東土木事務所	舞鶴市（舞鶴港を除く）・綾部市	北部	舞鶴・綾部
中丹西土木事務所	福知山市		福知山
丹後土木事務所	宮津市・京丹後市・与謝郡		丹後
港湾局港湾施設課	舞鶴港		舞鶴・綾部

2 広域振興局等の水防担当区域、水防担当部門（ため池、頭首工、用排水樋門排水機）

公所名	区域	対象予報警報区域	
		一次 細分 区域	市町村等 をまとめた 地域
農村振興課	京都市・向日市・長岡京市・乙訓郡	南部	京都・亀岡
山城広域振興局	向日市・長岡京市・乙訓郡		京都・亀岡
	宇治市・城陽市・八幡市・京田辺市・久世郡・綴喜郡		山城中部
	木津川市・相楽郡		山城南部
南丹広域振興局	亀岡市 南丹市・船井郡	北部	京都・亀岡 南丹・京丹波
中丹広域振興局	舞鶴市・綾部市		舞鶴・綾部
	福知山市		福知山
丹後広域振興局	宮津市・京丹後市・与謝郡		丹後

第 5 章 予報及び警報等

第 1 節 大雨・洪水に関する予警報等

1 気象庁が行う水防活動用注意報及び警報

京都地方気象台が行う「水防活動の利用に適合する（以下、「水防活動用」という。）注意報及び警報（以下、「予報警報」という。）」の名称及び概要は次のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報及び特別警報をもって代える。

なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

(1) 予報警報の区域

ア 京都地方気象台の予報警報の区域を「京都府予報警報区域細分表」（25 頁）に示す。

イ 一次細分区域とは、府県予報区を気象特性、災害特性及び地理的特性により分割し、行政区画によって調整した区域で、かつ、天気予報を定常的に細分して行う区域をいう。

二次細分区域とは、注意報・警報を行う際に限定することができる区域であり、各市町村区域とする。

市町村等をまとめた地域は、放送等で用いることを想定し、複数の市町村をまとめた地域（福知山市は単独）とする。

ウ 京都府南部地域は「南部」と、京都府北部地域は「北部」と略称する。

エ 境界線を「京都府予報警報区域細分図」（25 頁）に示す。

オ 氾濫に関する情報の区域は、「4 国土交通省と気象庁とが共同して行う洪水予報」及び「6 京都府と気象庁とが共同して行う洪水予報」に示す。

(2) 水防活動の利用に適合する注意報、警報

水防活動用予報警報は、水防管理団体等に迅速かつ適切に水防活動指針を与えるとともに、一般住民（公私の団体を含む。以下同じ）への周知により、相応の対策を促すためのものである。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概 要
水防活動用 気象警報	レベル 5 大雨特別警報	大雨による重大な浸水害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される
	レベル 4 大雨危険警報	大雨による重大な浸水害が発生するおそれ大きいと予想されたときに発表される
	レベル 3 大雨警報	大雨により重大な浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

水防活動用 高潮警報	レベル 5 高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される
	レベル 4 高潮危険警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したときに発表される
	レベル 3 高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 洪水警報	レベル 5 氾濫特別警報 又は レベル 5 大雨特別警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、災害が切迫または既に発生しているおそれが著しく大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表される
	レベル 4 氾濫危険警報 又は レベル 4 大雨危険警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれが大きいときに発表される
	レベル 3 氾濫警報 又は レベル 3 大雨警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 気象注意報	レベル 2 大雨注意報	大雨により浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 高潮注意報	レベル 2 高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が予想されたときに発表される
水防活動用 洪水注意報	レベル 2 氾濫注意報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

(3) 予報警報の発表基準

予報警報の種類ごとの発表基準を以下の気象庁ホームページに示す。

【警報・注意報発表基準】

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index.html>

【特別警報発表基準】

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html>

(4) 予報警報の継続・切替・解除

ア 注意報は災害が発生するおそれがあるときに、警報は重大な災害が発生するおそれがあるときに、危険警報は重大な災害が発生するおそれが大きく、避難が必要なときに、特別警報は予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに随時発表され、その種類にかかわらず、解除されるまで継続される。

イ いずれかの注意報・警報の継続中に新たな発表がされたときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除または更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

(5) 伝達方法等

ア 注意報・警報は、定型化された形式により伝達する。

イ 注意報・警報の伝達手段及び経路については、資料編（2 頁）に定める。

2 大雨警報・洪水警報等を補足する情報

(1) キキクル等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。最大で 6 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の組み合わせの予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、土砂災害の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 4 に相当 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時

	間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当 ・「危険」(紫): 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 4 に相当 ・「警戒」(赤): 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当
洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1 km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当 ・「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当 ・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当
大雨キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルのメッシュを重ね合わせ、危険度の高い色を優先的に表示したもの。
流域雨量指数の予測値	各河川の上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内

	における雨量分布の実況と 6 時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。
--	--

(2) 早期注意情報（警報級の可能性）

5 日先までの警報級の現象の可能性が「高」、「中」の 2 段階で発表される。当日から明後日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府南部、京都府北部）で、3 日先から 5 日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府など）で発表される。大雨、土砂災害及び高潮に関して、「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル 1 である。

(3) 時系列情報（明日までの警報等の見通し）

特別警報・危険警報・警報・注意報に先立って、市町村単位で、警報級の現象の発生が想定される時間帯（土砂災害の警報・危険警報、高潮の注意報・警報・危険警報については情報の発表が想定される時間帯）の見通しを「災害切迫」（黒）、「危険」（紫）、「警戒」（赤）、「注意」（黄）の色で表示する。翌日までの 3 時間ごとの気象状況の見通しが 1 日 4 回発表される。

なお、警報等の見通しが大きく変わった場合には、必要に応じて定時の発表を待たず臨時で発表される。

(4) 京都府気象防災速報

気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に発表する。気象防災速報で伝える情報は以下の 5 つである。

ア 気象防災速報（記録的短時間大雨）

レベル 3 大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1 時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせで分析）された場合に、気象庁から「京都府気象防災速報（記録的短時間大雨）」という表題の情報が発表される。

イ 気象防災速報（線状降水帯発生）

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「京都府気象防災速報（線状降水帯発生）」という表題の情報が発表される。

※ 上記ア、イに該当する情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような大雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

ウ 気象防災速報（線状降水帯直前予測）

線状降水帯発生の可能性が高まった場合には、線状降水帯発生の2～3時間前を目安に、予測情報として「京都府気象防災速報（線状降水帯直前予測）」という表題の情報が発表される。

エ 気象防災速報（短時間大雪）

強い降雪により大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合には、「京都府気象防災速報（短時間大雪）」という表題の情報が発表される。

オ 気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府南部、京都府北部）で気象防災速報（竜巻注意）として気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府南部、京都府北部）で気象防災速報（竜巻目撃）として発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(5) 全般気象解説情報、近畿地方気象解説情報、京都府気象解説情報

気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。表題は、「気象解説情報（大雨・落雷・突風）」のように、（ ）内に注目される現象のキーワードが付記される。

気象解説情報のうち、線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、大雨に対する心構えを一段高めていただくことを目的として、半日程度前から「気

象解説情報（線状降水帯半日前予測）」という表題で発表される。台風に関する情報については「気象解説情報（台風第○号）」という表題で発表される。

また、大雨や土砂災害の警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象解説情報が発表される場合がある。

(6) 土砂災害警戒情報

市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、京都府と京都地方気象台から共同で発表される。

令和8年5月から、気象業務法第13条第1項に基づく土砂災害に関する警報と一体として、「レベル4土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。

3 気象観測所の配置

京都地方気象台所属のアメダス観測所を「京都地方気象台所属地域気象観測所（アメダス）一覧表」（資料編 203 頁）に、その配置を「京都地方気象台所属地域気象観測所（アメダス）配置図」（資料編 204 頁）に示す。

京都府予報警報区域細分表

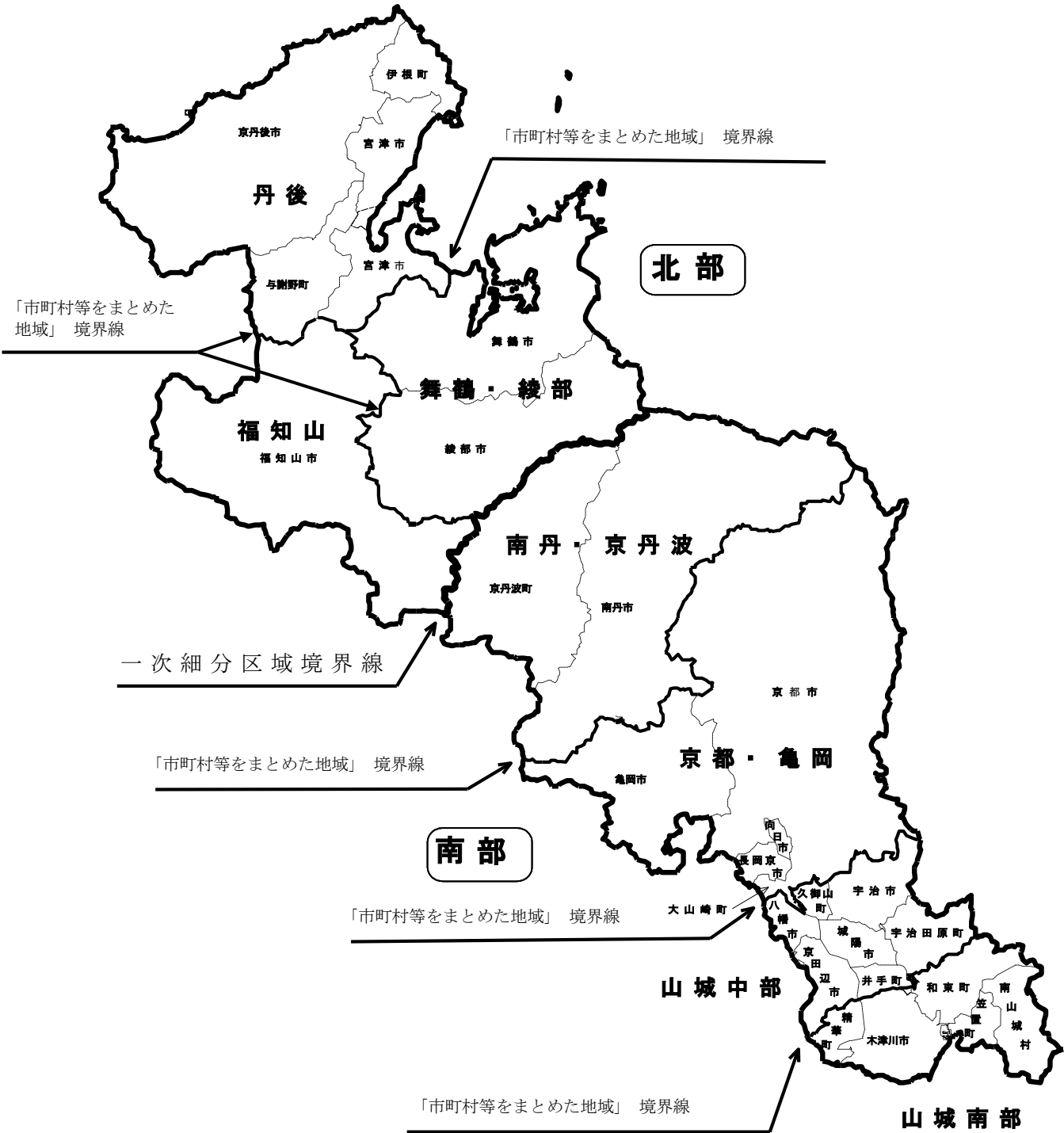
府県予報区	一次細分区域名	二次細分区域名	市町村等をまとめた地域
京 都 府	北 部	宮 津 市 京 丹 後 市 伊 根 町 与 謝 野 町	丹 後
		舞 鶴 市 綾 部 市	舞鶴・綾部
		福 知 山 市	福 知 山
	南 部	南 丹 市 京 丹 波 町	南丹・京丹波
		京 都 市 亀 岡 市 向 日 市 長 岡 京 市 大 山 崎 町	京都・亀岡
		宇 治 市 城 陽 市 八 幡 市 京 田 辺 市 久 御 山 町 井 手 町 宇治田原町	山城中部
		木 津 川 市 笠 置 町 和 束 町 精 華 町 南 山 城 村	山城南部

注１：「一次細分区域」とは、府県予報区を気象特性、災害特性及び地理的特性により分割し、行政区画によって調整した区域で、かつ、気象台が天気予報を定常的に細分して行う区域

注２：「二次細分区域」とは、注意報・警報を行う際に限定することができる区域であり、各市町村区域とする。

注３：「市町村等をまとめた地域」は放送等で用いることを想定し、複数の市町村をまとめた地域（福知山市は単独）とする。

京都府予報警報区域細分図



4 国土交通省と気象庁とが共同して行う洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。宇治川、淀川、木津川下流、木津川上流、桂川下流については淀川ダム統合管理事務所と大阪管区気象台が共同で、由良川下流、由良川中流については福知山河川国道事務所と京都地方気象台が共同で、下表の標題により発表される。警戒レベル2及び3～5に相当する。

また、令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。

指定河川洪水予報の名称と概要

名 称	概 要
レベル5 氾濫特別警報 ／氾濫発生情報	氾濫が発生又は切迫したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
レベル4 氾濫危険警報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
レベル3 氾濫警報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険警報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
レベル2 氾濫注意報	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2。

伝達方法は、定形化された形式（資料編42～70頁様式③、資料編74～79頁様式⑥）を用いて行い、伝達の手段及び経路については、資料編（3、4、7、8頁）に定める。

なお、その区域は次のとおりである。

洪水予報対象河川、区域等（京都府関係）

河 川 名	区 域	水 位 観測所	洪水予報 発 表 者
淀川幹川 宇 治 川	左岸 宇治市宇治塔之川 36 番の 2 地先 } 右岸 宇治市宇治紅斉 25 番の 8 地先 } から桂川、宇治川、木津川三川の合流点まで	槇尾山	近畿地方整備局 淀川ダム統合 管理事務所長 大阪管区气象台長
淀川幹川 淀 川	左岸 } 桂川、宇治川、木津川三川の合流点から 右岸 } 海まで	枚 方	
淀川支川 木 津 川 下 流	左岸 木津川市加茂町山田野田 3 } 右岸 相楽郡和束町大字木屋字桶淵 22-2 } から幹川合流点まで	加 茂	
淀川支川 木 津 川 上 流	左岸 相楽郡南山城村地内（三重県境）から 相楽郡笠置町大字笠置小字野田坂 1 まで 右岸 相楽郡南山城村地内（三重県境）から 相楽郡笠置町大字切山小字宮毛田 3 まで	岩 倉	
淀川支川 桂 川 下 流	左岸 京都市右京区嵯峨亀の尾町無番地 } 右岸 京都市西京区嵐山元録山町国有林 38 } 林班ル小班地先 } から幹川合流点まで	桂	

洪水予報対象河川、区域等（京都府関係）

河 川 名	区 域	水 位 観測所	洪水予報 発 表 者
由 良 川 下 流	由良川 左岸 福知山市字前田地先 } から 右岸 福知山市字猪崎地先 } 海まで	福知山	近畿地方整備局 福 知 山 河 川 国 道 事 務 所 長
	土師川 左岸 福知山市字堀地先 } から由良川への 右岸 福知山市字土師地先 } 合流点まで		
由 良 川 中 流	左岸 綾部市野田町西ノ谷 105 番地先から 福知山市字前田地先まで 右岸 綾部市味方町鷺谷 6 番地先から 福知山市字猪崎地先まで	綾 部	京都地方气象台長

洪水予報基準点（京都府関連）

水系名	河川名	基準点	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画高 水位	氾濫発生 水位
淀 川	宇 治 川	槇尾山	3.00	3.50	3.60	8.30	4.30
	淀 川	枚 方	4.50	5.40	5.50	6.36	8.30
	桂 川 下 流	桂	3.80	3.90	4.00	5.06	4.60
	木津川下流	加 茂	4.50	5.90	6.00	9.01	7.60
	木津川上流	岩 倉	6.00	6.70	7.70	10.50	10.50

由良川	由良川	綾部	3.50	5.00	6.00	8.12	7.58
	由良川・土師川	福知山	4.00	5.00	5.90	7.74	7.89

※ 氾濫危険水位とは、基準点が受け持つ予報区域において洪水により堤防の決壊等の災害が起こる（無堤部は浸水被害が発生する）おそれがある水位

※ 水位については、必要に応じて見直す場合がある。

5 国土交通省が行う水防警報

国土交通大臣が洪水により、国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると指定した河川について水防警報を行うもので、水防管理団体の水防活動に指針を与えるものである。

府内においては、淀川（淀川幹川、木津川、桂川）、由良川（由良川幹川、土師川）の2河川が指定されており、その概要は以下のとおりである。

		伝達用紙	伝達手法及び経路
淀川向島水防警報	第〇号〇〇	資料編 71 頁 様式④	資料編 5、6 頁 の伝達経路
淀川枚方水防警報	〃		
淀川加茂水防警報	〃		
淀川桂水防警報	〃		
木津川岩倉水防警報	〃	資料編 72 頁 様式⑤	資料編 9、10 頁 の伝達経路
由良川幹川・支川土師川福知山水防警報	〃	資料編 80 頁	
由良川幹川綾部水防警報	〃	様式⑦	

(1) 対象河川、区域等（京都府関係）

河 川 名	区 域	対 象 水 位 観 測 所					水防警報 発 表 者
		名 称	地 名	位 置	氾濫注意 水位	計画高 水位	
淀 川 幹 川	左岸 宇治市宇治 金井戸 16-5	向 島	京都市伏 見区向島 橋詰町	河口より 44.90 km	2.00	4.11	近畿地方 整備局 淀川河川 事務所長
	右岸 宇治市槇島町 槇尾山 1-2						
	から大阪府界まで						
	左岸 京都府界から 海まで	枚 方	大 阪 府 枚 方市桜町 3-32	河口より 25.90 km	4.50	6.36	
右岸 京都府界から 海まで							
淀川支川	左岸 相楽郡笠置町大字 笠置小字浜 38	加 茂	木津川市 加茂町 北船屋	幹川合流 点より 28.60 km	4.50	9.01	近畿地方 整備局 淀川河川 事務所長
右岸 相楽郡笠置町大字 笠置小字西通 74-1							
から幹川合流点まで							

木 津 川	左右岸 相楽郡南山城村 地内（三重県境） から笠置大橋まで	岩 倉	三重県 伊賀市 岩倉	幹 川 合 流 点より 57.40 km	6.00	10.50	近畿地方 整備局 木津川上流 河川事務所長
淀川支川 桂 川	左岸 京都市右京区 嵯峨亀の尾町から 右岸 京都市西京区嵐山 元録山町国有林 38 林班ル小班地先 から幹川合流点まで	桂	京都市 西京区 桂浅原町	河口より 50.40 km	3.80	5.06	近畿地方 整備局 淀川河川 事務所長
由 良 川 幹 川	左岸 綾部市野田町 西ノ谷 105 番地先 右岸 綾部市味方町 鷺谷 6 番地先 から海まで	福 知 山	福知山市 寺町	河口より 36.60km	4.00	7.74	近畿地方 整備局 福知山 河川国道 事務所長
		綾 部	綾部市 味方町	河口より 51.90 km	3.50	8.12	
由 良 川 支 川 土 師 川	左岸 福知山市字堀地先 右岸 福知山市字土師 地先 から幹川合流点まで	福 知 山	福知山市 字寺町	河口より 36.60 km	4.00	7.74	

(2) 発表の段階

第1段階 待 機

水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予警報等及び河川状況等に基づいて行う。

第2段階 準 備

水防資材の点検・水閘門等の開閉準備、水防要員召集準備、巡視、幹部の出動等に対するもので、主として上流の雨量又は水位に基づいて行う。

第3段階 出 動

水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて行う。

第4段階 解 除

水防活動終了の通知を行う。

(3) 発表の時期

水防警報の発表時期は、対象水位観測所の水位を基に、概ね次の時期に発表される。

地点	淀川幹川		木 津 川		桂 川	由良川(土師川)	
段階	枚 方*	向 島*	加 茂*	岩 倉	桂*	福知山	綾 部
第1段階 待 機	氾濫注意水位を越す（※水防団待機水位を超過）						
	—	—	—	3時間前	—	5時間前	5時間前
第2段階 準 備	氾濫注意水位を越す						
	3時間前	3時間前	3時間前	2時間前	3時間前	3時間前	3時間前
第3段階 出 動	氾濫注意水位を越す						
	2時間前	2時間前	2時間前	1時間前	2時間前	1時間前	1時間前
第4段階 解 除	水防活動の終わるとき						

※ 淀川洪水予報・水防警報発表河川区域図と由良川洪水予報・水防警報発表河川区域図を資料編（162 頁）に示す。

6 京都府と気象庁とが共同して行う洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。淀川水系鴨川・高野川については京都土木事務所と京都地方気象台が共同で、淀川水系桂川中流・園部川については南丹土木事務所と京都地方気象台が共同で、下表の標題により発表される。警戒レベル2及び3～5に相当する。

指定河川洪水予報の名称と概要

名 称	概 要
レベル5 氾濫特別警報 ／氾濫発生情報	氾濫が発生又は切迫したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
レベル4 氾濫危険警報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
レベル3 氾濫警報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険警報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
レベル2 氾濫注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2。

(1) 実施区域等

河川名	区 域		水 位 観測所	洪水予報 発 表 者	指 定 年月日
鴨川 ・ 高野川	鴨川	左岸：京都市北区上賀茂北ノ原町1番6地先 右岸：京都市北区西賀茂上庄田町16番6地先 から桂川合流点まで	荒神橋	京都土木 事務所長	平 16.6.1
	高野川	左岸：京都市左京区上高野奥小森町21番1 地先 右岸：京都市左京区八瀬野瀬町64地先 から鴨川合流点まで		京都地方 気象台長	

桂川 中流・ 園部川	桂川	左岸：南丹市日吉町中大向 9 番地 1 地先 から 亀岡市保津町立岩 1 番地 2 地先まで 右岸：南丹市日吉町中五味向 5 番地先から 亀岡市篠町山本下太田 20 番地先まで	保津橋 鳥 羽	南丹土木 事務所長 京都地方 気象台長	平 20.6.13
	園部川	本梅川合流点から桂川合流点まで	小 山		

(2) 洪水予報基準点

河川名	発表基準対象水位観測所					
	名称	所在地	氾濫注意 水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険 水位 (特別警戒水位)	氾濫発生 水位
鴨川・ 高野川	荒神橋	京都市左京区 吉田河原町 1 4 番地先	1.60	1.90	2.30	2.90
桂川	保津橋	亀岡市保津町 字下中島	3.30	3.50	4.00	5.70
	鳥羽	南丹市八木町 鳥羽	2.00	2.20	2.60	—
園部川	小山	南丹市園部町 小山東町藤ノ 木 54-1 地先	1.40	1.70	2.20	3.50

(3) 連絡系統

伝達は、定形化された形式（資料編 81～92 頁様式⑧）を用いて行い、伝達の手段及び経路については、資料編（11、12 頁）に定める。

(4) 洪水浸水想定区域図

洪水予報を実施する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

洪水予報を実施する河川における洪水浸水想定区域図は、砂防課及び関係土木事務所等で閲覧に供する。（水防法第 14 条）

7 京都府が行う水防警報及び水位情報の通知・周知等

(1) 水防警報

水防法第 16 条の規定により指定した河川において、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めたとき、水防警報を発表し、その警報事項等を関係機関に通知する。

ア 警報事項等

(ア) 警報事項

- a 準備……水防資材、器具の整備点検、その他水防活動の準備に対するもの
- b 出動……水防機関の出動の必要性を示すもの
- c 解除……水防活動の終了を通知するもの

(イ) 流域の雨量及び対象水位観測所の水位

イ 水防警報の発表時期

(ア) 水防警報（準備）

水防団待機水位（指定水位）に達したとき

(イ) 水防警報（出動）

氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき

(ウ) 水防警報（解除）

氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、水防活動の必要がなくなったとき

※ 水防団待機水位（指定水位）を下回り、以降、水位上昇の見込みの無いとき

※ 気象予警報の解除により、土木事務所の水防待機体制を解除するとき

(2) 水位周知河川における水位情報の通知・周知等

水防法第 13 条第 2 項の規定により、河川において洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位及び氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したときは、関係水防管理者等に通知するとともに、インターネット（京都府ホームページ）等により一般に周知する。

(3) 水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区域等

別紙「水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区域等」のとおり（35 頁～38 頁）

(4) 水防警報及び水位情報の通知の連絡系統

資料編（13～25 頁）の連絡系統のとおり

(5) 発表及び通知の形式

・発表の種類及び基準

種 類	基 準
レベル 2 氾濫注意情報	基準点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
レベル 2 氾濫注意情報 解除	レベル 5 氾濫発生情報、レベル 4 氾濫危険情報、レベル 3 氾濫警戒情報 又はレベル 2 氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注 意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき。
レベル 3 氾濫警戒情報	基準点の水位が避難判断水位に達したとき。
レベル 4 氾濫危険情報	基準点の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき。

・通知の形式

水位情報の通知は、別紙様式（資料編 93～100 頁、101～102 頁、様式⑨、⑩）により行う。

(6) 水位周知河川における洪水浸水想定区域図

水位周知河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表する。

水位周知河川における洪水浸水想定区域図は、砂防課及び関係土木事務所等で閲覧に供する。（水防法第 14 条）

<参考図>

水防警報実施区域及び対象水位観測所等を資料編（163～179 頁）に示す。

水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区間等

河川名			区域	対象水位観測所							発表者	指定年月日			
				名称	所在地	水防団 待機 (指定) 水位	氾濫 注意 (警戒) 水位	避難判断 水位	氾濫危険 (特別警 戒)水位	堤防高		氾濫発生 水位	水防警報	水位情報 通知・周知	
鴨川・ 高野川	鴨川	起点	左岸:京都市北区上賀茂北ノ原町1番6 右岸:京都市北区西賀茂上庄田町16番6	荒神橋	京都市左京区吉田 河原町14番地先	m 0.80	m 1.60	m 1.90	m 2.30	m 5.60	m 2.90	京都府 京都土木 事務所長	(当初) 平5.6.25 (変更) 平16.6.1	洪水予報 実施河川	
		終点	桂川合流点												
	高野川	起点	左岸:京都市左京区上高野奥小森町21番1 右岸:京都市左京区八瀬野瀬町64										鴨川合流点		
		終点													
桂川	起点	左岸:京都市右京区京北上黒田町瀧坂1番地先 右岸:京都市右京区京北上黒田町木屋谷14番地1地先	周山	京都市右京区京北周山町	2.50	4.00	4.00	4.70	6.25			京都府 南丹土木 事務所長	平17.7.1		
		終点												左岸:京都市右京区京北栃本町南48番地2地先 右岸:京都市右京区京北栃本町正尺1番地1地先(直轄管理区域界)	
	起点	左岸:南丹市日吉町中大向9番地1地先 右岸:南丹市日吉町中五味向5番地先(直轄管理区域界)	鳥羽	南丹市八木町鳥羽	1.10	2.00	2.20	2.60	5.91			平11.6.22	洪水予報 実施河川		
		終点												左岸:南丹市八木町西田下林23番地2地先 右岸:南丹市八木町八木河原57番地2地先	
	起点	左岸:亀岡市馬路町大芝原新田大芝1番地2地先 右岸:亀岡市千代川町川関カミ2番地8地先	保津橋	亀岡市保津町字下中島	2.30	3.30	3.50	4.00	5.74	5.70					
		終点												左岸:亀岡市保津町立岩1番地2地先 右岸:亀岡市篠町山本下太田20番地先	
	山科川	起点	安祥寺川合流点	勧修寺	京都市山科区勧修寺東出町	1.20	2.20	2.20	2.40	5.28			京都府 京都土木 事務所長	平17.7.29	平20.5.26
	天神川	終点	終点(直轄管理区域界)												
起点		開き3号橋(市道衣笠鏡石緯3号線)	西院	京都市右京区西院東貝川町	1.80	2.50	2.50	3.20	5.80			平17.7.29		平27.5.29	
終点	桂川合流点														
弓削川	起点	起点	五本松	京都市右京区京北五本松町セバトロ	1.30	2.40	2.40	2.80	6.74			平18.6.2	平20.5.26		
	終点	桂川合流点													
西高瀬川	起点	西大路三条(分水嶺)	稲村橋	京都市南区上鳥羽北戒光町	1.90	2.40			5.91				平26.6.13		
	終点	鴨川合流点													
小畑川	起点	起点	大原野	京都市西京区大原野上里紅葉町	1.30	2.20	2.20	2.60	5.74			京都府 乙訓土木 事務所長	平13.7.10	平17.7.1	
	終点	桂川合流点													
小泉川	起点	起点	松田橋	大山崎町円明寺地先	1.30	1.90	1.90	2.30	5.40				平18.9.22	平28.6.7	
	終点	桂川合流点													

河川名	区域		対象水位観測所								発表者	指定年月日	
			名称	所在地	水防団 待機 (指定) 水位	氾濫 注意 (警戒) 水位	避難判断 水位	氾濫危険 (特別警 戒)水位	堤防高	氾濫発生 水位		水防警報	水位情報 通知・周知
普賢寺川	起点	高井橋(府道生駒井手線)	三山水	京田辺市三山水七瀬川地先	m 0.90	m 1.20	m 1.70	m 2.00	m 3.88	京都府 山城北土木 事務所長		平17.7.29	平28.6.7
	中間点	新宮橋上流0.2km床固工											
	終点	木津川合流点											
古川	起点	起点	佐古	久御山町佐古外屋敷	1.90	3.10			5.30			平18.6.2	
	終点	久御山排水機場											
大谷川	起点	極楽橋(市道馬ヶ背線)	八幡	八幡市八幡東島2の1	1.50	2.10	2.80	3.10	3.61			平18.6.2	平28.6.7
	終点	大阪府界											
田原川	起点	城山大橋(国道307号)	荒木	宇治田原町荒木大地1-1	0.80	1.40	1.40	1.70	2.74			平18.6.2	平20.1.10
	終点	門口川合流点											
弥陀次郎川	起点	起点	弥陀次郎川	宇治市五ヶ庄北ノ庄	0.40	1.00			2.07			平26.6.13	
	終点	宇治川合流点											
長谷川	起点	起点	長谷川(城陽市)	城陽市奈島下ノ畔	0.80	1.30			2.50			平26.6.13	
	終点	木津川合流点											
青谷川	起点	起点	青谷川(山城)	井手町多賀東小字北河原	1.60	2.20			3.48			平26.6.13	
	終点	木津川合流点											
手原川	起点	起点	手原川	京田辺市薪溜池	0.70	1.30			2.56		平26.6.13		
	終点	木津川合流点											
天津神川	起点	起点	天津神川	京田辺市田辺棚倉	0.40	0.80			1.25		平26.6.13		
	終点	木津川合流点											
馬坂川	起点	起点	馬坂川	京田辺市田辺	0.40	0.70			1.19		平26.6.13		
	終点	防賀川合流点											
防賀川(上流)	起点	起点	興戸(防賀川)	京田辺市興戸東垣内	0.40	1.00			2.94		(当初) 平26.6.13 (変更) 令3.6.9		
	終点	神矢樋門付近											
防賀川(下流)	起点	手原川暗渠	内里(防賀川)	八幡市内里古宮	1.00	1.50			3.91		平29.6.27		
	終点	大谷川合流点											
南谷川	起点	起点	南谷川	井手町多賀下川	0.58	1.38			2.28		平26.6.13		
	終点	木津川合流点											
玉川	起点	起点	井手	井手町井手梅ノ木原	0.66	1.60			3.53		平26.6.13		
	終点	木津川合流点											
渋川	起点	起点	渋川	井手町下赤田	0.40	0.96			2.18		平26.6.13		
	終点	木津川合流点											
煤谷川	起点	起点	菱田	精華町菱田宮西22-2	0.70	1.30	1.30	1.70	4.23		平17.7.29	平20.1.10	
	終点	木津川合流点											
山田川	起点	古川橋(府道奈良精華線)	山田川	木津川市相楽城下地先	1.40	2.40	2.40	2.70	4.90	京都府 山城南土木 事務所長	平17.7.29	平20.5.26	
	終点	木津川合流点											
和束川	起点	小瀬川合流点	門前橋	和束町大字原山小字西手地先	1.20	1.60	1.60	1.90	5.66		平17.7.29	平20.5.26	
	終点	木津川合流点											
井関川	起点	起点	井関川	木津川市木津町瓦谷地先	1.60	2.10	2.10	2.40	4.10		平18.6.2	平20.5.26	
	終点	山田川合流点											

河川名		区域	対象水位観測所								発表者	指定年月日	
			名称	所在地	水防団 待機 (指定) 水位	氾濫 注意 (警戒) 水位	避難判断 水位	氾濫危険 (特別警 戒)水位	堤防高	氾濫発生 水位		水防警報	水位情報 通知・周知
赤田川	起点 終点	赤田川橋(JR) 終点(直轄管理区域界)	赤田川	木津川市加茂町 大野烏田地先	1.40	2.00	2.00	2.40	3.40		京都府 山城南土木 事務所長	平18.6.2	平20.5.26
鳴子川	起点 終点	新鳴子橋(府道上狛城陽線) 木津川合流点	鳴子川	木津川市山城町北 河原内畑	m 0.40	m 0.90	m	m	m 3.30	m		平26.6.13	
天神川	起点 終点	起点 木津川合流点	天神川(木 津川市)	木津川市山城町綺 田	0.30	0.70			3.56			平26.6.13	
不動川	起点 終点	起点 木津川合流点	不動川	木津川市山城町平 尾	0.70	1.20			3.26			平26.6.13	
新川	起点 終点	美浪地区付近(L=1.6km) 木津川合流点	新川(木 津川市)	木津川市加茂町駅 東4丁目	1.00	1.80			1.81			平26.6.13	
年谷川	起点 終点	雲仙橋 桂川合流点	三宅	亀岡市三宅町	0.60	1.40			3.39		京都府 南丹土木 事務所長	平24.9.4	
曾我谷川	起点 終点	起点 桂川合流点	余部	亀岡市余部町	0.90	1.50			3.64			平24.9.4	
犬飼川	起点 終点	起点 桂川合流点	並河橋	亀岡市大井町並河	0.70	1.40	2.10	2.50	4.35			平24.9.4	平29.6.27
園部川	起点 終点	本梅川合流点 桂川合流点	小山	南丹市園部町小山 東町藤ノ木地先	0.50	1.40	1.70	2.20	3.75			平13.7.10	洪水予報 実施河川
田原川	起点 終点	京都市界 桂川合流点	殿田	南丹市日吉町殿田 大貝15の2	0.90	1.80	1.90	2.60	3.17			平19.3.9	平29.6.27
棚野川	起点 終点	林橋 由良川合流点	静原	南丹市美山町静原 九鬼ヶ坂28の8番地	2.00	3.50	4.20	4.80	6.60			平19.3.9	平29.6.27
高屋川	起点 終点	起点 藤ヶ瀬橋	高屋川橋	京丹波町豊田下川 原7の1地先	1.40	1.90	2.10	2.20	3.00			平19.3.9	平29.6.27
須知川	起点 終点	起点 高屋川合流点	須知川橋	京丹波町須知	1.10	1.60			3.60			平29.6.27	
七谷川	起点 終点	起点 桂川合流点	七谷川	亀岡市河原林町河 原尻	0.10	1.00			4.03			平26.6.13	
三俣川	起点 終点	起点 桂川合流点	三俣橋	亀岡市旭町小豆畑	0.40	0.70			2.86			平26.6.13	
犀川	起点 終点	西坂川合流点 由良川合流点	新庄	綾部市新庄町小字 東81-1地先	1.00	1.70	1.70	2.00	4.59		京都府 中丹東土木 事務所長	平17.7.29	平19.5.30
八田川	起点 終点	起点 由良川合流点	湊垣	綾部市湊垣町久田 25-8地先	1.10	1.90						平17.7.29	
上林川	起点 終点	神塚橋(府道小浜綾部線) 十倉下橋(農道)	八津合	綾部市八津合町寺 町	1.00	2.00	2.00	2.50	4.93			平18.6.2	平19.5.30
伊佐津川	起点 終点	池内川合流点 終点(海)	二ツ橋	舞鶴市大内	1.30	2.00	2.00	2.50	5.29			平13.7.10	平17.7.1
志楽川	起点 終点	鹿原川合流点 終点(海)	志楽川	舞鶴市字田中町50 地先	0.70	1.30	1.30	1.70	3.02			平17.7.29	平19.5.30

河川名	区域	対象水位観測所								発表者	指定年月日	
		名称	所在地	水防団 待機 (指定) 水位	氾濫 注意 (警戒) 水位	避難判断 水位	氾濫危険 (特別警 戒)水位	堤防高	氾濫発生 水位		水防警報	水位情報 通知・周知
与保呂川	起点 終点	菅坂川合流点 終点(海)	行永	舞鶴市字行永2066 の2	1.00	1.60				京都府 中丹東土木 事務所長	平24.9.4	
米田川	起点 終点	伊佐津川合流点	米田川	舞鶴市字上安	0.45	0.80		2.19			平26.6.13	
和久川	起点 終点	榎原川合流点 由良川合流点	榎原	福知山市大字拝師 小字岡本2054番地	m -0.40	m 0.70	m 0.70	m 1.10	m 2.69	京都府 中丹東土木 事務所長	平17.7.29	平26.6.9
牧川	起点 終点	直見川合流点 由良川合流点	上川口	福知山市下小田小 字荒砂66の1	1.20	1.90	1.90	2.10	3.73		平17.7.29	平26.6.9
土師川	起点 終点	平石川合流点 終点(直轄管理区域界)	三俣	福知山市字三俣地 先	1.50	2.50	2.50	2.80	5.20		平17.7.29	平26.6.9
弘法川	起点 終点	起点 由良川合流点	下篠尾	福知山市下篠尾	0.90	1.00			2.34		平26.6.13	
宮川	起点 終点	北原川合流点 終点(直轄管理区域界)	二俣	福知山市大江町二 俣	1.10	2.00	2.00	2.80	5.10		平26.6.13	平26.6.9
大手川	起点 終点	今福川合流点 終点(海)	福田橋	宮津市喜多	1.80	2.90	2.90	3.10		京都府 丹後土木 事務所長	平13.7.10	平17.7.1
福田川	起点 終点	公庄川合流点 終点(海)	網野橋	京丹後市網野町小 浜小字小橋地内	1.00	1.50	1.50	1.80	2.61		平13.7.10	平17.7.1
野田川 上流	起点 終点	滝川合流点 三村橋(府道野田川加悦線)	寺田橋	与謝野町算所	2.30	3.50	3.50	4.10			平17.7.29	平19.5.30
野田川 下流	起点 終点	三村橋(府道野田川加悦線) 終点(海)	堂谷橋	与謝野町字下山田 小字タイト田	2.30	3.50	3.50	4.10	6.40			
竹野川 上流	起点 終点	久住川合流点 京丹後市峰山町界	大宮	京丹後市大宮町口 大野小字鯨377番2	1.50	2.00	2.00	2.80			平17.7.29	平19.5.30
竹野川 下流	起点 終点	京丹後市大宮町界 終点(海)	矢田橋	京丹後市峰山町糸 井新田326-2地先	2.00	2.60	2.60	3.60	6.10			
川上谷川	起点 終点	伯耆谷川合流点 終点(海)	橋爪橋	京丹後市久美浜町 橋爪483地先	1.00	1.30	1.30	1.50	5.24		平17.7.29	平26.6.9
佐濃谷川	起点 終点	円頓寺川合流点 終点(海)	出合橋	京丹後市久美浜町野 中小字出合361番地	1.20	1.60	1.60	2.10	3.81		平17.7.29	平19.5.30
筒川	起点 終点	田原川合流点 終点(海)	伊根	伊根町本庄上桜 1530-1地先	0.50	0.80	0.80	1.30	3.98		平18.6.2	平27.5.29
宇川	起点 終点	山根橋(市道井の内1号線) 終点(海)	宇川	京丹後市丹後町平小 字長楽592番地先	1.50	2.10	2.10	2.60			平18.6.2	平19.5.30
小西川	起点 終点	起点 竹野川合流点	御旅	京丹後市峰山町御旅	1.00	1.20					平28.6.10	

※ 水位については、水位観測所(テレメータ)の設置状況を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

8 ダム管理者が行う放流連絡

ダム管理者が、貯留された流水を放流することによって河川の流水の状況に著しい変化を生じ、これによって生じる危害を阻止するために必要があると認める場合等に行うものである。

本府に係るダムは、次の7ダムである。

	管 理 者	様 式	伝達手段及び経路
(1) 大野ダム	京都府	資料編 104～110 頁様式⑫	資料編 27、28 頁
(2) 畑川ダム	京都府	資料編 111～117 頁様式⑬	資料編 29 頁
(3) 天ヶ瀬ダム	国土交通省	資料編 119～126 頁様式⑮	資料編 32、33 頁
(4) 高山ダム	水資源機構	資料編 127～137 頁様式⑯	資料編 34 頁
(5) 布目ダム	水資源機構	資料編 138～148 頁様式⑰	資料編 35 頁
(6) 日吉ダム	水資源機構	資料編 149～161 頁様式⑱	資料編 36 頁
(7) 和知ダム	関西電力(株)	資料編 118 頁様式⑭	資料編 30、31 頁

第2節 地震及び津波に関する予警報等

1 津波関係

(1) 発表機関及び予報区

気象庁が、津波による災害の発生が予想される場合には、地震発生後、約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。日本の沿岸は、66の津波予報区（原則として都道府県支庁程度の区分）に分けられている。京都府は、全域が一つの予報区であり、予報区名称は「京都府」である。

(2) 大津波警報・津波警報・津波注意報

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ^(注)等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さの区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで 3m を超える場合	10m 超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1m を超え、3m 以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※ 大津波警報を特別警報に位置付けている。

(注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。

- ・津波による災害のおそれが無くなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。
このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- ・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(3) 津波情報

ア 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報として発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区（注１）の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点（注２）の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

注１：京都府の津波予報区は「京都府」

注２：京都府内の地点は「舞鶴」

イ 津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- ・津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第１波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(4) 津波予報

気象庁は、地震発生度、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

種 類	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき。(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところで 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(5) 水防活動の利用に適合する注意報、警報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報の種類及び概要は次のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概 要
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

(6) 伝達

ア 大津波警報、津波警報及び津波注意報は、気象庁地震火山部及び大阪管区气象台から発表される予報文に京都地方气象台が頭書きを付加して伝達する。伝達の際、電文に「京都府」以外の沿岸の津波予報が含まれることがある。

イ 大津波警報、津波警報及び津波注意報の伝達手段及び伝達経路については、資料編(37頁)に定める。

(気象庁が発表する特別警報) (参考)

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波、高潮等についての一般の利用に適合する警報(特別警報)をする。ただし、津波については、既存の大津波警報が特別警報に位置付けられる。

なお、水防活動用の特別警報は行われない。

2 地震関係

地震に関する資料や状況を速報するための地震情報は、気象庁地震火山部及び大阪管区气象台から発表される。

(1) 地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類、発表基準と内容は次のとおりである。

地震情報の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報等を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震情報	・震度1以上 ・津波警報等発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。

長周期地震動に関する観測情報	・震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表(地震発生から 10 分後程度で 1 回発表)。
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度(震度 4 以上)を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火から 1 時間半～2 時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表

3 情報の伝達基準等

(1) 情報の伝達基準

京都地方気象台からの地震情報及び津波警報等の伝達基準は、おおむね次による。

ア 津波に関する情報は「京都府」に大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたとき。

イ 震源に関する情報は、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県とその沿岸海域を震央とする地震で、震度 3 以上を観測した地震について、津波のおそれがないと判断できたとき。

ウ 震源・震度情報は、次のいずれかの地震を観測したとき。

(ア) 京都府内で震度 1 以上

(イ) 近隣府県(大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、三重県、福井県、和歌山県、徳島県)で震度 5 弱以上

(ウ) その他の府県で震度 6 弱以上

エ 遠地地震の震源・震度に関する情報

外国で顕著な地震が発生したとき。

オ その他の情報

その他上記以外に防災上有効と認められるとき。

(2) 情報の伝達

京都地方気象台が行う地震情報及び津波警報等の伝達方法は、次による。

ア 地震情報及び津波警報等は、気象庁地震火山部又は大阪管区気象台から発表される情報文に京都地方気象台が頭書きを付加して伝達する。ただし、遠地地震の震源・震度に関する情報及びその他の情報は元の情報文を「そのまま」伝達する。

また「震源・震度情報」については、京都府で震度 1 以上を観測した地点を伝達する。

イ 地震情報及び津波警報等の伝達手段並びに伝達経路については、資料編（38 頁）に定める。

第 3 節 情報等の伝達

水防活動に利用する予報警報及び情報等の伝達系統、伝達手段は以下のとおりである。

(1) 伝達系統

予報警報等の種類ごとに伝達に使用する用紙を資料編 40～161 頁に、伝達系統及び手段等（非常の場合を含む）を資料編 2～38 頁に定める。

(2) 予備的方法の経路

伝達系統図中（予備的方法）とは、主たる系統の万一の障害に備えるため、これとは別に設定された伝達系統をいう。

(3) 伝達機関の責務

伝達に携わる各機関は、迅速確実な伝達を確保するための体制を確立する。

ア 担当者の習熟を図る。

イ 通信回線の障害その他、非常の場合の伝達手段の確保に努め、これらの相互の確認と連携の強化に努める。

ウ 各機関は、受報用紙等の所在を明確にし、適宜に補給し、様式の改正等によって廃棄された様式の確実な処分など、伝達上の行き違いや錯乱の未然の防止に努める。

(4) 受報者のとるべき措置

予報警報等を受報した機関は、あらかじめ定められた方法により関係者及び住民に周知するとともに、必要な臨機の措置により災害の防止又は軽減に努める。

(5) その他

ア 「確認」

伝達系統図中「確認」とは、情報の重要性から主たる系統のほかに、これとは別に並行して伝達系統を設定したものをいう。

イ 「サービス情報」

法的根拠はもたないが、管内情報又は、参考情報として伝達する情報をいう。

第 6 章 雨量・水位等の観測・予測・通報及び公表

第 1 節 雨量の観測及び通報

1 雨量の観測

京都府が管理する雨量観測所は、次のとおりである。

□雨量観測所：資料編 180～181 頁（京都府管理）

また、府内における国土交通省管理及び気象庁管理の雨量観測所は次のとおりである。

□雨量観測所：資料編 200 頁（国土交通省管理）

□雨量観測所：資料編 203 頁（気象庁管理）

2 雨量の通報

河川課・砂防課は、府管理の雨量データを、関係气象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、京都府雨量水位観測システムにより市町村等に通報する。

3 障害時の通報

システムに障害が発生した場合は、以下の要領で電話等により通報するものとする。

(1) 通報の手段

ア 電話による通報

通報例：「〇〇雨量観測所の〇時現在の時間雨量は〇〇mmです。総雨量は〇〇mmです。」

イ FAXによる通報

観測記録用紙（資料編 40、41 頁）又は任意様式により行う。

(2) 通報の時期

・毎正時

(3) 通報の中止

・水防態勢を解いたとき

第 2 節 水位の観測及び通報

1 水位の観測

京都府が管理する水位観測所及び河川監視カメラは、次のとおりである。

□水位観測所（通常水位計）：資料編 182～183 頁（京都府管理）

□水位観測所（危機管理型水位計）：資料編 184～186 頁（京都府管理）

□河川監視カメラ設置箇所：資料編 187～188 頁（京都府管理）

□簡易型河川監視カメラ設置箇所：資料編 189～190 頁（京都府管理）

また、府内における国土交通省管理の水位観測所は次のとおりである

□水位観測所：資料編 201 頁（国土交通省管理）

2 水位の通報

河川課・砂防課は、府管理の水位データ（通常水位計で観測された水位データ）を、関係気象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、京都府雨量水位観測システムにより市町村等に通報する

水防法第12条第1項の定めによる水防団待機水位（指定水位）を超えているときの水位の通報は、上記によるものとする。

3 障害時の通報

無線や観測機器等に障害が生じ、観測データが送信されない場合、土木事務所等は、職員の現認等により降雨や河川の状況等を把握し、河川課・砂防課及び市町村に通報する。

通報は、次の要領で行うものとするが、障害の状況等により適宜の内容とする。

(1) 通報の手段

ア 電話による通報

通報例：「〇〇川〇〇水位観測所の水位は、〇時現在、〇. 〇〇mです。」「〇〇川〇〇水位観測所の水位が、〇時現在、水防団待機水位（指定水位）又は氾濫注意水位（警戒水位）を上（下）回り、〇. 〇〇mです。（これで、通報を中止します。）」

イ FAXによる通報は、観測記録用紙（資料編40、41頁）又は任意様式により行う。

(2) 通報の時期

- ・水防団待機水位（指定水位）又は、氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき
- ・水防団待機水位（指定水位）に達してから水防団待機水位（指定水位）を下回るまでの間の毎正時
- ・水防団待機水位（指定水位）又は、氾濫注意水位（警戒水位）を下回ったとき
- ・その他、必要と認められるとき

(3) 通報の中止

- ・水防団待機水位（指定水位）を下回ったとき
- ・氾濫注意水位（警戒水位）以下で、今後の水位上昇が、認められなくなったとき
- ・水防態勢を解いたとき

第3節 雨量・水位、ダム諸量及び河川監視カメラ画像の公表

河川課・砂防課は、府管理の雨量・水位及びダム諸量のデータを、関係気象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、常時インターネット（京都府ホームページ）、地上デジタルデータ放送等により公表する。

水防法第12条第2項の定めによる氾濫注意水位（警戒水位）を超えているときの水位の公表は、上記によるものとする。

また、河川監視カメラの画像についても、常時インターネット、地上デジタルデータ放送により公表する。

なお、大野ダムについては、放流情報やダム湖カメラ映像等、分かりやすく緊迫感が伝わるダム情報を提供する。

第4節 水位の予測

1 水位等の予測

京都府は気象庁の雨量予測に基づき、「京都府水位・氾濫予測システム」により、水位計を設置している府管理の170河川について6時間先までの水位及び氾濫区域の予測を行う。

水位予測対象河川と水位予測観測所は資料編205～211頁に記載する。

2 予測情報の先行配信

京都府は予測情報の一般公開や避難情報の発令基準としての活用を見据え、精度や実用性を検証するため、京都府水位・氾濫予測システムにより、水位予測情報及び氾濫区域予測情報等を市町村等に提供する。

なお、予測値の府民への公開は関係機関協議及び洪水予報河川指定の完了後に行う。

3 水位予測及び氾濫区域予測の通知

京都府は市町村等が事前に通知登録した水位予測地点において通知基準水位に到達する予測をした際等に事前登録されたメールアドレスに到達予測情報を通知するものとする。

(1) 河川種別と通知基準水位

河川種別	通知基準水位	対象水位観測所	備考
洪水予報河川・水位周知河川	避難判断水位・氾濫危険水位	右記水位を設定している観測所（注1）	注2、注3
水防警報河川・その他河川	氾濫開始相当水位（注5）	〃	注2、注4

注1： 資料編205～211頁の表「水位予測対象河川と水位予測観測所」の「通知」欄に○を記載した水位予測観測所

注2： 事前登録時に配信タイミングを「最初の1回のみ」を選択した場合は注3、注4に拘わらず、最初の1回のみ通知

注3： 通知基準水位超過を予測した時及び超過予測後に通知基準水位超過が予測時間の1時間、2時間、3時間、4時間、5時間、6時間前のいずれかになった際に通知。

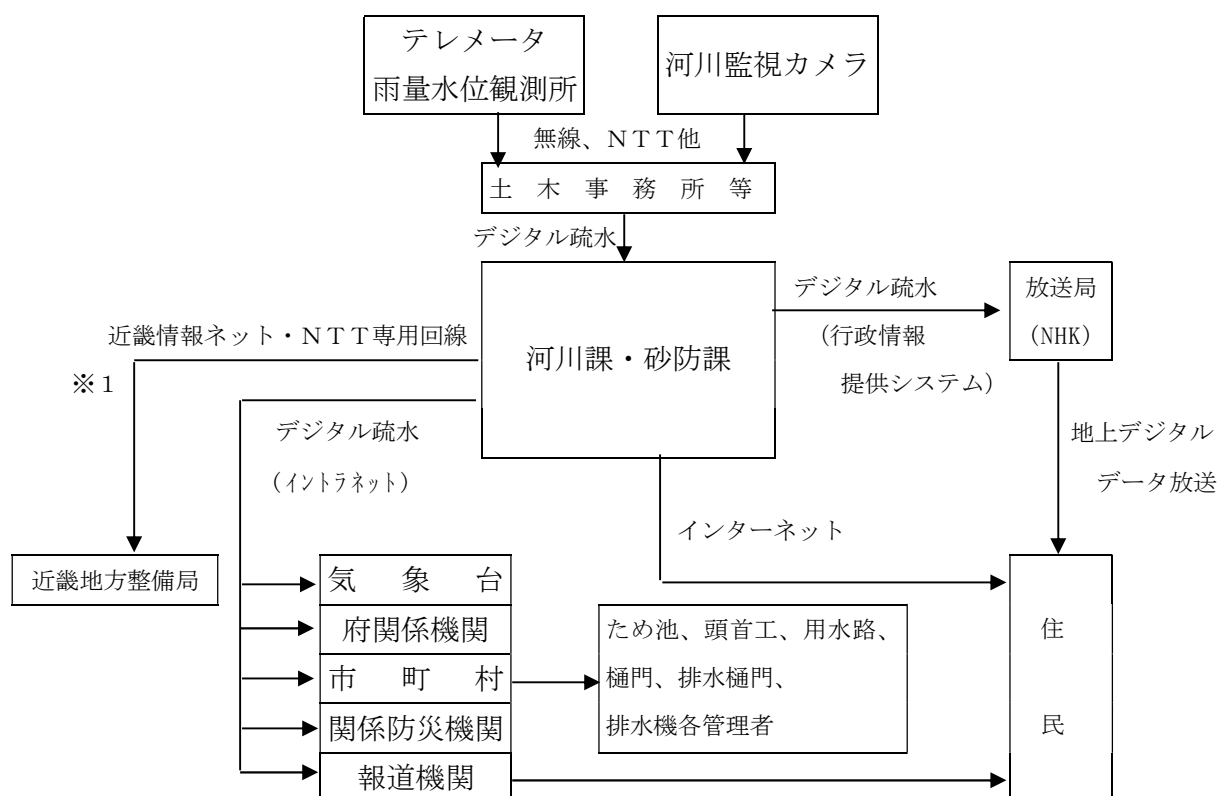
注4： 通知基準水位超過を予測した時及び超過予測後に通知基準水位超過が予測時間の1時間、2時間のいずれかになった際に通知。

注5： 河川の一連の区域で最も越水・溢水の可能性が高いと考えられる箇所において堤防天端高（又は後背地地盤高）など氾濫が開始する各箇所の水位を、その箇所を受け持つ水位観測所において換算した水位。

各市町村との危険箇所等に関する協議を基に府が設定し、水位の妥当性を検証することとしている。（当面非公表）

第5節 連絡系統

連絡系統は、下図のとおり行うものとする。



<備考>

※1 本府の観測結果及び近畿地方整備局の観測の結果について、必要に応じて相互に資料の交換を行うものとする。

第 7 章 ダム・水門等の操作

1 ダム・水門等

水防上重要なダム及び水門等は参考編（2 ダム一覧表、3 重要水こう門一覧表）のとおりである。

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

なお、大野ダムについては、洪水調節容量を確保するため、大野ダム事前放流実施要領に基づき事前放流を行い、貯水位を目標水位まで下げるものとする。

2 操作の連絡

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに所管土木事務所、下流地域等の水防管理団体に迅速に連絡するものとする。

3 連絡系統

連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

第 8 章 水 防 通 信 連 絡

1 水防上緊急を要する通信について

水防上緊急を要する通信については、第 1 通信経路は、防災行政無線電話（F A X）又は一般電話（F A X）、第 2 通信経路は、電報の非常扱いによるものとする。

なお、近距離通信のため、自動車、自転車、伝令等を配置しておく。

上記のほか次の通信施設を利用する。

（法第 27 条の規定による）

- | | | |
|--------------|--------------|---------------|
| (1) 警察通信施設 | (2) J R 通信施設 | (3) 国土交通省通信施設 |
| (4) 気象官署通信施設 | (5) 電気事業通信施設 | (6) その他の通信施設 |

2 通信使用協定について

知事及び水防管理者は、あらかじめ通信施設所有者と、通信使用について協定しておくものとする。

第 9 章 輸 送

- 1 水防管理者は、水防に要する輸送についてあらかじめ輸送業者と協定しておくものとする。
- 2 状況により京都府地域防災計画の定めるところにより輸送するものとする。

第 10 章 水防用設備資材器具

1 指定水防管理団体の水防倉庫及び資器材等備蓄基準

(1) 水防倉庫

ア 水防倉庫は、水防用器具及び資材を備蓄するもので、堤防の危険度や流域の重要性に配慮し、水防活動時に十分対応できるように配置する。

イ 大きさは、33 m²（10 坪）以上とする。

ウ 設備箇所は、水防活動に便利な所を選び、適当な場所のないときは、堤防内法肩・その他支障のない箇所に設置する。

(2) 資材・器材

品目数量は、次の基準とする。（1 棟当たり）

資 材

品 目	数 量	品 目	数 量	品 目	数 量
袋 類	600 枚	鉄線 10 番	100 kg	杉丸太 長 1.8m 末口 6 cm 長 3.6m 末口 9 cm	150 本
な わ	600 kg	鉄線 8 番	100 kg		
む し ろ	100 枚	割 木	50 束		
く ぎ (6 インチ)	12 kg	竹 (竹杭用を含む)	50 本	砂・玉石・砂利	若 干

器 材

品 目	数 量	品 目	数 量	品 目	数 量
ス コ ッ プ	3 0 丁	か け や	1 0 丁	の こ ぎ り	4 丁
か ま	1 0 丁	おの又はなた	5 丁	ペ ン チ	3 丁
た こ づ ち	8 丁	く わ	1 0 丁	バ ケ ツ	1 個
つ る は し	2 丁	金 槌	3 丁	も っ こ	若 干
照 明 灯	若 干	に な い 棒	若 干		

(3) 資材・器材の確保と補充

ア 資材中、腐敗、損傷のおそれのあるものは、水防に支障のない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにする。

イ むしろ、かます、俵等は、最悪の場合を予想してあらかじめ収集の方法を講じておく。

ウ 資材器材を減損したときは直ちに補充する。

(注) 本章は、基準を示すものであるから、状況に応じて変更しても支障ないものとする。

2 水位計（量水標）

指定水防管理団体の量水標は、次の基準により設置するものとする。

- (1) 設置場所は河床の整った所、流失のおそれのない所及び夜間でも観測しやすい所とする。
- (2) 量水標の幅は、12 cm、目盛は2 cm刻み、白黒の交互 10 cmごとの数字を黒書とし、1 mごとの数字は赤書とする。
- (3) 氾濫注意水位（警戒水位）は、横に赤線で画する。

第 1 1 章 水防活動に関する諸規定

第 1 節 公用負担

1 公用負担権限証明書

水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、次のような証明を携帯し、必要がある場合はこれを提示すべきものとする。

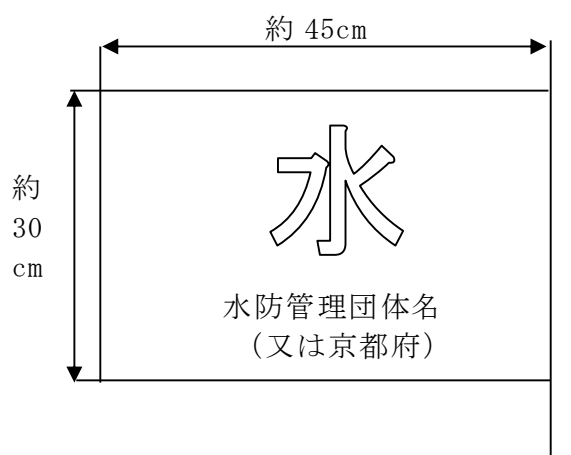
2 公用負担命令書

水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として、次のような命令書を目的物の所有者、管理者又はこれらに準すべきものに手渡して、これをなすものとする。

公用負担命令権限証 〇〇水防団〇〇部長 何 某 上の者に××の区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したることを証明する。 年 月 日 時 〇〇市町村長 何 某	第 号 公 用 負 担 命 令 書 第 号 種類 数量 (枚) 負担の内容 使用 収用 処分等 年 月 日 時 殿 〇〇市町村 何 某 受 任 者 何 某 ㊟
--	---

第 2 節 優先通行の標識（昭和 50 年 7 月 8 日京都府告示第 409 号）

水防法第 18 条に規定する標識は、次のとおりである。



(注) 白布、水の字は赤色

第3節 水防信号（昭和24年11月8日京都府告示第807号）

水防法第20条に規定する水防信号は、次のとおりである。

	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	○ー 休止 ○ー 休止 ○ー 約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒
第2信号	○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ー○	○ー 休止 ○ー 休止 ○ー 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒
第3信号	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○	○ー 休止 ○ー 休止 ○ー 約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒
第4信号	乱 打	○ー 休止 ○ー 約1分 約5秒 約1分
備 考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去った時は口頭伝達により周知させるものとする。	

- 注1：第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
 注2：地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合は、上記に準じて水防信号を発する。

第 1 2 章 水 防 活 動

第 1 節 水防体制

1 本庁における水防体制

- (1) 水防計画第 4 章第 1 節第 1 項（１）による災害警戒本部に移行した場合、待機が解除されるまでの間、気象、雨量・水位の観測、河川防災カメラ及び京都府土砂災害警戒情報システムによる降雨状況等の監視及び国、その他防災関係機関等からの水防情報の収集及び通報等の事務を処理する。

なお、水防業務については、別途水防待機等要領で定めるものとする。

- (2) 水防計画第 4 章第 1 節第 1 項（２）～（５）による災害警戒本部に移行した場合、地域防災計画に定める災害警戒本部体制の下に水防事務を処理する。

2 土木事務所の水防体制

- (1) 水防計画第 4 章第 1 節第 1 項（１）による災害警戒支部に移行した場合、待機が解除されるまでの間、雨量・水位の観測、河川防災カメラ及び京都府土砂災害警戒情報システムによる降雨状況等の監視及び通報、洪水予報・水防警報の発表、水防情報の伝達等を行うものとする。

又、必要に応じて所轄区域内の水防管理者及び河川課・砂防課に連絡し、職員を現地に派遣して水防の指導等に当たらせるものとする。

なお、水防業務については、別途水防待機等要領で定めるものとする。

- (2) 土木事務所は、隣接する土木事務所と連絡を密にし、相互に水防に協力するものとする。
- (3) 災害警戒支部（基本配備は除く。）及び災害対策支部が設置された場合は、それぞれの支部体制の下で(1)の水防業務を行う。

3 広域振興局の水防体制

- (1) 気象業務法第 14 条の 2 第 1 項の規定によるレベル 2 大雨注意報、レベル 2 氾濫注意報及びレベル 3 大雨警報、レベル 3 氾濫警報、レベル 3 高潮警報、又は知事が必要と認めたとき、若しくは気象、雨量、水位等によって広域振興局長が必要であると認めるときは、広域振興局を水防体制に移し、あらかじめ定めておいた担当員を現地に派遣して、情報収集やため池等の水防指導に当たらせるものとする。

（注）指導するために現地に赴く職員は、次のひな形の腕章を付するものとする。

地質・・・毛織又は木綿の白布

文朝・・・茶色

9cm



京都府水防職員

4 大野ダム総合管理事務所の水防体制

- (1) 京都地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられた時は、大野ダム操作規則第 13 条の規定及び畑川ダム操作規則第 10 条の規定に基づき、洪水警戒体制に入るものとする。
- (2) 洪水警戒体制時においては、大野ダム操作規則第 14 条各号の規定及び畑川ダム操作規則第 11 条各号の規定に基づき、各関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にし、必要な措置をとるものとする。

5 水防管理団体の水防体制

- (1) 平時の巡視

水防管理者は、堤防延長 1 km ないし 2 km ごとに 1 人の基準で巡視員を定め、常に区域内を巡視させ、水防上危険な個所を発見した時は、所轄土木事務所長に連絡して必要な措置を求めなければならない。

- (2) 出水時の監視

水防管理者は、堤防延長 500m ないし 1,000m ごとに監視人 1 人、連絡員 1 人の基準で監視に当らせ、特に重要水防区域及び河川重点警戒箇所については監視を厳にする。

また、地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合も同様とする。

- (3) 水防管理者は、常に気象状況に注意し、気象警報、洪水予報等が発せられた場合又は水防第 1 信号を受けたときは、水防作業員が出動できるよう連絡方法を定めておかねばならない。
- (4) 水防作業員は、第 1 信号で出動（1 番手）し、第 2 信号で必要に応じ（2 番手、3 番手に分割して）出動するものとする。
- (5) 1 番手の出動人員は定員の 3 分の 1 以内とする。
- (6) 水防管理者は、近年続発する局地的豪雨による洪水にかんがみ、気象状況等の連絡の有無にかかわらず異常豪雨に際しては、特に厳重な警戒を行うものとする。
- (7) 水防管理者は、水防上警察署と密接な関係があるので、あらかじめ必要と認められる事項については、所轄の警察署と協議しておくものとする。

6 ため池、頭首工、用水樋門、排水樋門、排水機各管理者の水防体制

- (1) 平時の巡視

ため池、頭首工、用水樋門、排水樋門、排水機各管理者は、平常監視員 1 名を定め、常に区域内を巡視させ水防上危険な場所を発見したとき（若しくは、その操作を必要とするとき）は所轄の水防管理団体に連絡して必要な措置を求めなければならない。

- (2) 監視員は、平常から工作物の点検をし、出水時の操作に支障のないようにしなければならない。

(3) 出水時の監視

ため池、頭首工、用水樋門、排水樋門、排水機各管理者は、監視員若干名と連絡員若干名をおき、水防作業を必要とするときは、直ちに水防管理者に連絡できるよう体制を整えておくこと。

- (4) 鉄道路線その他重要な公共施設の川上に当たるため池の管理者は、ため池を操作するとき、又は決壊のおそれがあるときは、最寄りの駅にその他重要な公共施設の管理者に急報しなければならない。

7 堰堤管理者の水防体制

- (1) 洪水期には、特に堰堤管理規定を厳守すること。
- (2) 堰堤管理者は、洪水時の操作について、その操作が下流の鉄道路線に影響を及ぼすおそれのあるものについては、あらかじめ西日本旅客鉄道株式会社と連絡方法について協定しておくこと。

第2節 水防管理団体の出動

1 非常配置

各水防管理団体は、水防法第 16 条に規定する水防警報その他諸種の状況を判断して配置につく時期及び解除について自主的に決定するものとする。

ただし、水防上緊急を要するときは、知事は、水防法第 30 条に基づき指示することがある。

2 出 動

水防管理者は、次の場合、直ちに管内水防団又は消防機関及びため池管理者をしてあらかじめ定められた計画に従い、出動せしめ、警戒に当たらせる。

- (1) 河川水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- (2) ため池堤体に漏水が生じ、決壊の恐れが生じたとき。
- (3) 地震による堤防の漏水、沈下及び津波の恐れがあるとき。
- (4) その他気象予報、洪水予報、水防警報等により水防団の出動を要すると認めたとき。

3 出動の援助協力

- (1) 水防管理者は、大規模な水防の活動を要するため水防法第 22 条及び第 23 条の規定に基づき警察官及び他の水防管理者又は、市町村長若しくは消防長に対して応援を求めた場合には、当該水防活動について応援を求めた現地の水防管理者は、現地に責任者をおくものとする。
- (2) この場合、責任者は目印として昼間は、赤腕章、夜間は赤ランプにより、その位置を明確にしておくこと。

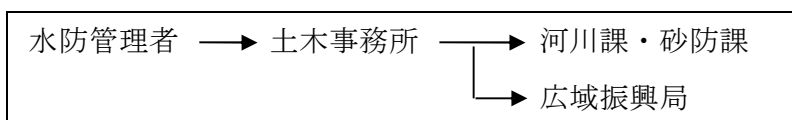
第3節 出動、水防開始、堤防・ため池等の異常に関する報告

1 出動、水防開始、堤防等の異常に関する報告

次の場合には、連絡系統図により直ちに報告するものとする。

- (1) 水防団及び消防機関が出動したとき。
- (2) 水防作業を開始したとき。
- (3) 堤防等に異常を発見したとき。（これに関する措置を含む。）

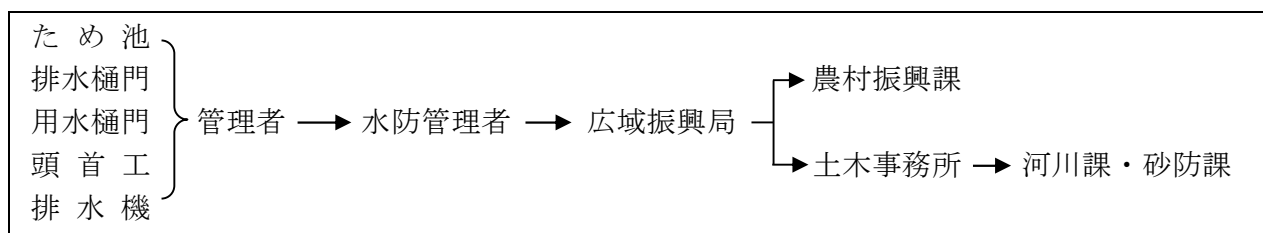
連絡系統図



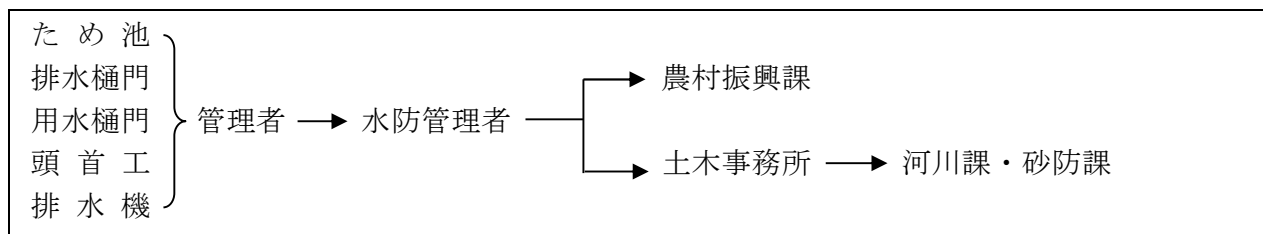
2 ため池等の異常に関する報告

ため池等の異常を発見したときは（これに関する措置を含む。）、次の系統により報告すること。

連絡系統図（京都市・乙訓地域以外）



京都市・乙訓地域連絡系統図



第4節 氾濫・決壊・漏水等の通報及びその後の措置

1 氾濫等の通報

河川管理者が、その管理する河川について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認める場合は、水防法第24条の2の規定により直ちにその状況を知事その他関係者に通報するものとする。

通報を受けた知事（当該通報をした者が河川管理者である国土交通大臣の場合にあつては、水防を担う国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者、及び量水標管理者及び市町村長並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

2 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防若しくはため池が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに知事（土木事務所、河川・砂防課）及びその他関係者に通報するものとする。ただし、国管理河川については、「3（1）河川管理者が行う氾濫等の通報」の表に記載の各河川通報担当官署あて通報すること。

通報を受けた知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

なお、水防管理者または市町村長による緊急安全確保措置の指示があった場合は、水防管理者、水防団、消防機関又は水防協力団体は直ちに待避を行い、安全な場所で監視カメラ等により堤防、ダムやその他の施設の決壊又は越水・溢水を確認できた場合のみ通報を行う。

また、暫定堤防区間における危険水位が現況堤防高から余裕高を引いた（スライドダウンを行わない）高さを原則として設定されていることから、断面不足等に起因する漏水等に関する危険情報が洪水予報や水位到達情報に反映されていない。

そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

3 氾濫・決壊・漏水等の通知の内容

1、2の氾濫・決壊・漏水等の通報は、「氾濫・決壊・漏水等の通報に係る運用指針」を踏まえ実施する。なお、本運用において河川管理者等は、従来の河川等の公物管理者としての役割の範囲内で把握している情報を活用して、氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときにのみ通報義務が課されている。そのため、河川等の管理に必要な情報による把握を基本とし、巡視体制を増強することや新たに水位計や河川等監視カメラを設置することなどの追加的な措置の責務まで求められるものではない。また、公物管理者としての管理事務が適切に実施されていたにも関わらず、氾濫を発見できなかったのであれば、それが直ちに「通報義務を果たしていない」となるものではない。

(1) 河川管理者が行う氾濫等の通報

河川名		区域	観測所名	所在地	通報基準	関係水防管理団体	通報担当官署
淀川幹川	宇治川	左岸： 宇治市宇治塔之川36番の2地先 右岸： 宇治市宇治紅苅25番の8地先 から桂川・宇治川・木津川三川の合流点まで	横尾山	宇治市宇治山王町	・ 氾濫発生水位（4.30m）に到達	京都市 宇治市 久御山町	近畿地方整備局 淀川河川事務所
淀川幹川	淀川	左岸： 桂川・宇治川・木津川三川の合流点から海まで 右岸： 同上	枚方	大阪府枚方市桜町3-32	・ 氾濫発生水位（8.30m）に到達	—	
淀川支川	桂川下流	左岸： 京都市右京区嵯峨亀の尾町無番地 右岸： 京都市西京区嵐山元録山町国有林38林班ル小班地先 から幹川合流点まで	桂	京都市西京区桂浅原町	・ 氾濫発生水位（4.60m）に到達	京都市	
淀川支川	木津川下流	左岸： 木津川市加茂町山田野田3 右岸： 相楽郡和束町大字木屋字桶淵22-2 から幹川合流点まで	加茂	木津川市 加茂町北船屋	・ 氾濫発生水位（7.60m）に到達	城陽市 八幡市 京田辺市 木津川市 久御山町 井手町 和束町 精華町	
淀川支川	木津川上流	左岸： 相楽郡南山城村地内（三重県境）から 相楽郡笠置町大字笠置小字野田坂1まで 右岸： 相楽郡南山城村地内（三重県境）から 相楽郡笠置町大字切山小字宮毛田3まで	岩倉	三重県伊賀市 岩倉	・ 氾濫発生水位（10.5m）に到達	笠置町 南山城村	近畿地方整備局 木津川上流河川事務所
由良川中流		左岸： 綾部市野田町西ノ谷105番地先から福知山市字前田地先まで 右岸： 綾部市味方町鷺谷6番地先から福知山市字猪崎地先まで	綾部	綾部市味方町	・ 氾濫発生水位（7.58m）に到達	福知山市 綾部市	近畿地方整備局 福知山河川国道事務所
由良川下流		左岸： 福知山市字前田地先 右岸： 福知山市字猪崎地先 から海まで	福知山	福知山市寺町	・ 氾濫発生水位（7.89m）に到達	福知山市	
鴨川・高野川	鴨川	左岸： 京都市北区上賀茂北ノ原町1番6地先 右岸： 京都市北区西賀茂上庄田町16番6地先 から桂川合流点まで	荒神橋	京都市左京区吉田河原町14番地先	・ 氾濫発生水位（2.90m）に到達	京都市 八幡市 久御山町 瀬川右岸水防事務組合	京都府京都土木事務所
			鳥羽大橋	京都市伏見区竹田青池町	・ 河川カメラにより氾濫発生を確認		
	高野川	左岸： 京都市左京区上高野奥小森超21番1地先 右岸： 京都市左京区八瀬野瀬町64地先 から鴨川合流点まで	荒神橋	京都市左京区吉田河原町14番地先	・ 氾濫発生水位（2.90m）に到達		
			鳥羽大橋	京都市伏見区竹田青池町	・ 河川カメラにより氾濫発生を確認		
桂川中流・園部川	桂川	左岸： 南丹市日吉町中大向9番地1地先から 亀岡市保津町立岩1番地2地先まで 右岸： 南丹市日吉町中五味向5番地先から 亀岡市篠町山本下太田20番地先まで	保津橋	亀岡市保津町字下中島	・ 氾濫発生水位（5.70m）に到達	亀岡市 南丹市	京都府南丹土木事務所
	園部川	本梅川合流点から桂川合流点まで	小山	南丹市園部町小山東藤ノ木54-1地先	・ 氾濫発生水位（3.50m）に到達	南丹市	

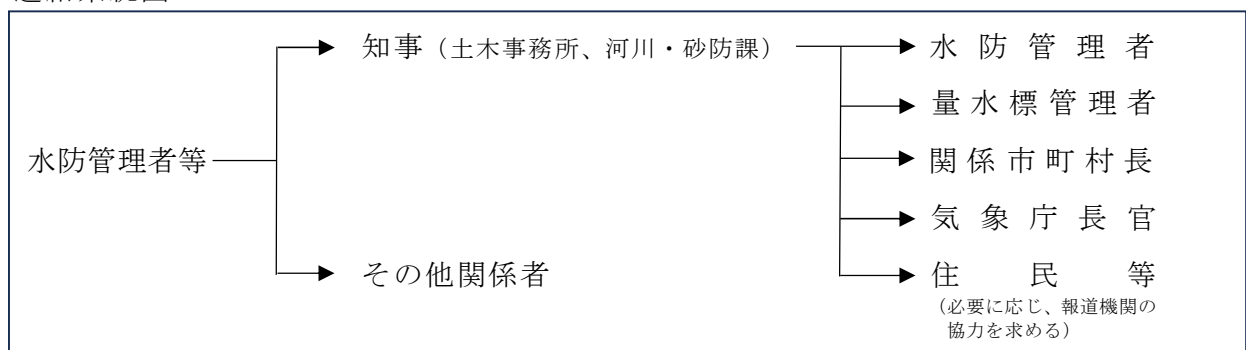
(2) 氾濫等の通報の発表形式と伝達経路及び手段

伝達は定形化された形式（資料編 56～70 頁様式③－ 6 ～10、77～79 頁様式⑥－ 2、84～86 頁様式⑧－ 2、90～92 頁様式⑧－ 4）を用いて行い、伝達の手段及び経路については、資料編（3、4、7、8、11、12 頁）に定める。

4 氾濫・決壊・漏水等の通報系統

1、2 に関する氾濫・決壊・漏水等の通報系統は以下の連絡系統図による。通報先の関係市町村については、河川等の管理者が氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとに氾濫水の到達が想定される市町村を整理したものや、漏水発生状況等の確認を開始する水位及び重点的に確認を行う区間を、事前に関係水防管理団体に提示することとする。なお、通報を受けた水防管理者は、「5 決壊後の措置」の対応を行う必要があり、市町村長は災害対策基本法第 60 条第 3 項に基づき、緊急安全確保の指示ができることとなっている。

連絡系統図



5 決壊後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第 13 章 土 砂 災 害 対 策

1 土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達

市町村による土砂災害に対する警戒避難体制の整備を支援し、地域住民の防災に対する意識を高め非常時には自主的な避難を促すため、平常時から市町村防災担当課等と連携して土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達体制の強化を図る。

府の地域に土砂災害が発生したり、土砂災害の前兆現象の発見などの通報及び相談が府民から寄せられたときは、市町村防災担当課等と情報の伝達、共有を図る。

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害の発生が予想される箇所について土砂災害警戒区域等を順次指定し、関係市町村と連携を図りながら総合的な土砂災害防止施策を推進する。

なお、土砂災害警戒区域等の関係図書は、砂防課及び関係土木事務所等で縦覧に供するとともに、インターネット（京都府ホームページ）に掲載する。

（資料）土砂災害警戒区域等指定箇所 参考編 107 頁

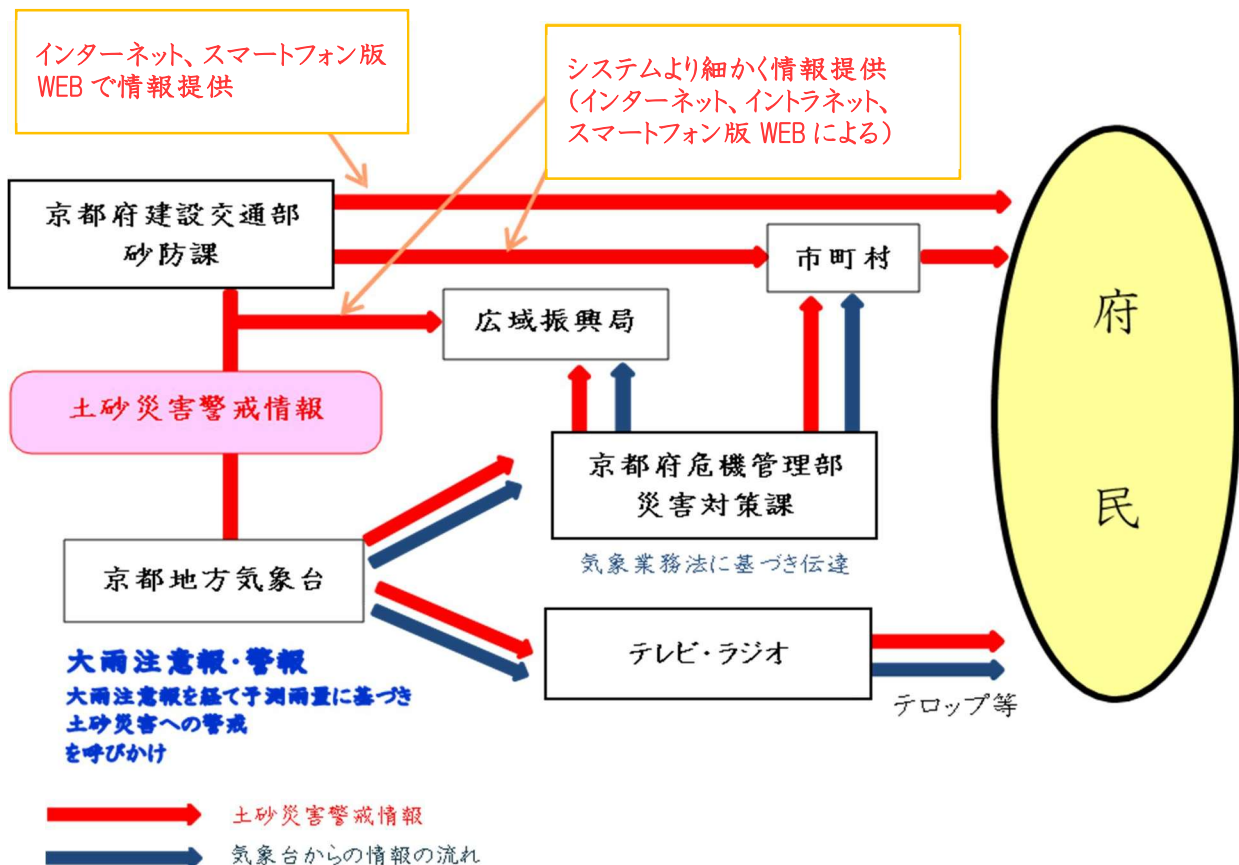
3 京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システムによる監視

(1) 目的

市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、京都府と京都地方気象台から共同で発表される。令和 8 年 5 月から、気象業務法第 13 条第 1 項に基づく土砂災害に関する警報と一体として、「レベル 4 土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクルで確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当する。（伝達経路図参照）

市町村は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。（災害対策基本法 第 51 条、第 56 条、気象業務法 第 11 条、第 13 条、第 15 条及び第 15 条の 2、土砂災害防止法 第 27 条）

【土砂災害警戒情報の伝達経路】



(2) 発表基準

土砂災害警戒情報の発表・解除はそれぞれ以下のとおりとする。

- ア 土砂災害警戒情報の発表は、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、土砂災害発生危険基準線に達したとき及び2時間先に基準線を超過すると予想される場合に行う。
- イ 土砂災害警戒情報の解除は、土砂災害発生危険基準線を下回り、かつ短時間で再び土砂災害発生危険基準線を超過しないと予想されるときに行う。

(3) 発表単位

該当市町村に対して発表する。（久御山町を除く）

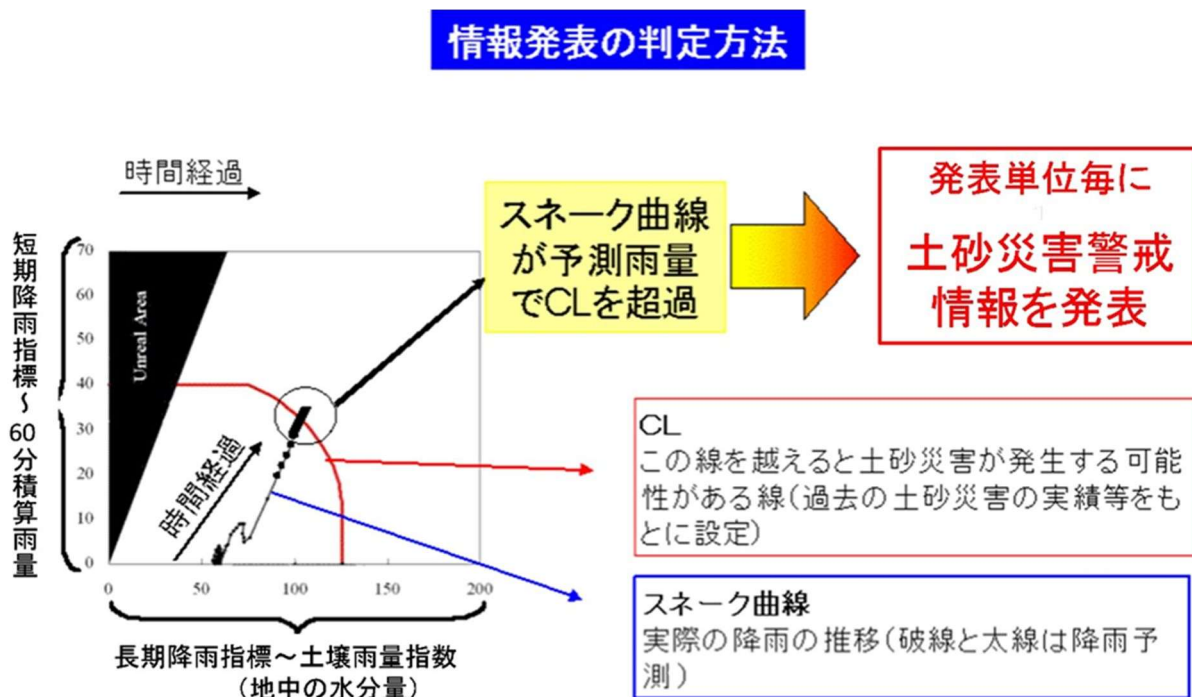
(4) 留意点

- ア 土砂災害の発生形態は多種多様であり、土砂災害警戒情報によって、全ての土砂災害は表現できない。
- イ 土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。
- ウ 個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。このため、個別の災害発生箇所・時刻・規模等を特定するものではない。

(5) 京都府土砂災害警戒情報システム

ア システムの概要

本システムは気象台による降水予測と、京都府の作成した 1km メッシュエリア毎の土砂災害発生危険基準線（CL）を基に土砂災害発生の危険性の判定を行う。



イ 市町村への情報提供

京都府土砂災害警戒情報システムにおいて災害発生の危険性があると判断された時には、京都府防災情報システムを活用して伝達するとともに事前に登録されている PC メール、携帯メールに対して危険度の通知を行う。また、京都府土砂災害警戒情報システムにより地図上で危険度レベルの確認できる情報をインターネット、スマートフォンで発信を行う。

ウ 用語解説

(ア) 解析雨量

気象庁の地域気象観測所（アメダス）と京都府の雨量観測所及び国土交通省の雨量観測所の観測値と、気象レーダー・エコーから 1 km メッシュ毎の降水量を推定したものの。

(イ) 土壌雨量指数

長期降雨の指標。積算雨量との違いは、24 時間以上前の先行降雨も取り込んでいる。直近の雨ほど土壌中に多く残るといふ土壌の特性をモデルに組み込んでいる。

(ウ) 土砂災害発生危険基準線（CL：クリティカルライン）

この値（線）を越えると土砂災害が発生する可能性が高まる線であり、過去の土砂災害の実績をもとに設定している。

今後、大きな土砂災害が発生した場合には、検証を行ったうえで必要に応じて見直

すこととし、精度向上を図ることとする。

ただし、この値を越えていない場合に土砂災害が発生しないことを示すものではない。

第 1 4 章 道 路 防 災 対 策

第 1 節 交通規制に関する計画

1 交通規制対策

災害による道路の破損決壊、その理由により道路交通が危険であると認められる場合、知事管理道路のうち、道路法上の道路については、土木事務所長が通行の禁止、又は制限する。この場合、あらかじめ制限の対象区間、期間及びその理由を所轄警察署長に通知し、必要な措置を実施したうえ、直ちに災害対策本部道路班（道路管理課）並びに災害対策本部に報告する。

2 交通情報の収集及び提供

土木事務所長は管内道路の被害状況について道路パトロールの強化による情報の収集及び市町村あるいは学校等からの情報により、ただちに災害対策本部（道路管理課）に報告するとともにその被害の程度を確認のうえ、その詳細を報告する。

災害対策本部（道路管理課）は前記の報告を受けたときは、ただちにその善後措置の方法について関係機関に通報し、交通の危険防止に必要な措置を行う。

なお、道路・交通の災害情報等の伝達系統は第 2 節 (3) 伝達系統に示す。

第 2 節 異常気象時における道路通行規制要領

1 京都府管理道路における規制要領

異常気象時（豪雨時）において的確な道路通行規制を実施するため、運転者への周知や警察等関係機関との連携を十分図るとともに、あらかじめ通行規制基準を設定し、これを公表することにより、住民、運転者への事前の注意喚起を行うとともに関係機関との共通認識を深めるものとする。

(1) 通行規制の実施態勢

連続雨量による道路通行規制

規制区分	規 制 基 準	規制に対する態勢
通行注意 (予備規制)	連続雨量が (2) の降雨量になった場合	当該土木事務所長は通行注意の掲示をし、通行危険箇所の巡視を行うよう配慮する
通 行 止 (交通規制)	1 連続雨量が (2) の降雨量になった場合 2 1 項の降雨量に達しないが、明らかに崩落の徴候が見られたとき	1 交通規制（通行止）を行う 2 通行止の掲示をし、通行危険箇所の巡視を行う 3 災害が発生したときには、災害に関する調査を行うとともに復旧に対する適切な措置を講ずる
解 除	注意報等が解除されたとき、又は降雨がやみ引き続き降雨のおそれがなく、巡回により土木事務所長が通行の安全を確認したとき	道路の状況を巡視し、通行注意・通行止の掲示をはずす

道路冠水による道路通行規制

規制区分	規 制 基 準	規制に対する態勢
通行注意	河川の出水等により道路冠水が予測される場合	当該土木事務所長は通行注意の掲示をし、通行危険箇所の巡視を行うよう配慮する
通 行 止	河川の出水等により道路の路面冠水が始まった場合、又はその危険性が極めて高い場合 1 現地確認により判断 2 現地確認が困難な場合は、河川水位等から判断 （洪水警報等の河川情報に十分注意する）	冠水等が始まった区間及び関連する区間において次の通り実施する 1 交通規制（通行止）を行う 2 通行止の掲示を行う 3 住民・ドライバーへの情報提供を行う
解 除	巡回により土木事務所長が通行の安全を確認した場合	道路の状況を巡視し、通行注意・通行止の掲示をはずす

別表－1

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 一 般 国 道

京 都 府 (1 / 5)

図面 対照 番号	路 線 名	担当事 務所名	規 制 区 間		交通量 台／日	規 制 基 準		危険内容	迂 回 路	道路 情報 版	道路 モニ ター	前 年 度 通行止実績		指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置		
			自 郡市 町村字 至 郡市 町村字	延長 (km)		規 制 基 準 値 (mm)						気象等観測所					
						通 行 注 意 時 間 雨 量 連 続 雨 量	通 行 止 時 間 雨 量 連 続 雨 量										
2	1 6 2 号	南 丹	南丹市美山町深見 ～京都市境（深見峠）	1.5	1,262		100	150	上弓削テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(府) 佐々江下中 (府) 園部平屋	A-1 B-1	0	0	0.0	S45	交通観測点 10900 遮断装置 1箇所
3	1 6 2 号	南 丹	南丹市美山町盛郷 ～福井県境（堀越峠）	4.0	750		100	150	盛郷テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(府) 綾部宮島 (国) 2 7 号	A-1 B-1 C-1	0	0	0.0	S45	10930 遮断装置 1箇所
4	1 6 3 号	山城南	木津川市山城町上狛 ～加茂町西	1.9	13,695		100	150	木津テレメーター(河) (山城南土木事務所) 恭仁大橋テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(府) 天理加茂木津 (府) 奈良加茂	A-1 B-1	0	0	0.0	S45	10980 遮断装置 2箇所
5	1 6 3 号	山城南	木津川市加茂町井平尾 ～笠置町笠置	5.9	10,492		100	150	恭仁大橋テレメーター(河) 笠置テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	な し	A-1 B-2	0	0	0.0	S49	11030 遮断装置 2箇所
7	1 7 8 号	丹 後	宮津市由良 ～栗田（奈具海岸）	3.1	7,042		150	200	西神崎テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊	(府) 舞鶴宮津	B-4	0	0	0.0	S56	11330 遮断装置 2箇所
8	1 7 8 号	丹 後	宮津市里波見 ～宮津市長江	2.6	3,244		120	170	日出テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊	(府) 中波見里波見 (府) 下世屋本庄 (府) 奥波見岩ヶ鼻	A-1 B-2	0	0	0.0	S56	11400 遮断装置 2箇所
9	1 7 8 号	丹 後	与謝郡伊根町長延 ～京丹後市丹後町袖志	7.0	2,439		100	150	伊根テレメーター(河) 宇川テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	な し	A-1 B-2	0	0	0.0	S45	11460 遮断装置 2箇所
11	3 1 2 号	丹 後	京丹後市久美浜町坂井 ～栃谷（岩手峠）	2.5	7,662		120	170	久美浜テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(国) 1 7 8 号 (府) 網野峰山 (国) 4 8 2 号	B-3	0	0	0.0	S45	11670 遮断装置 2箇所
12-1	3 1 2 号	丹 後	宮津市字喜多 (宮津与謝道路) ～宮津市字須津	6.4	6,038		20 70	40 160	宮津天橋立IC(道) 与謝天橋立IC(道)	落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊	(府) 綾部大江宮津 (国) 1 7 6 号	B-3	0	0	0.0	H22	11680 遮断装置 2箇所
12-2	3 1 2 号	丹 後	宮津市字須津 (野田川大宮道路) ～京丹後市大宮町森本	4.3			20 70	40 160	与謝天橋立IC(道) 水戸谷気象観測装置(道)	落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊	(国) 3 1 2 号	B-4	0	0	0.0	H29	遮断装置 1箇所
13	4 2 3 号	南 丹	亀岡市西別院町 ～曾我部町（法貴峠）	3.0	3,660		120	150	亀岡テレメーター(河) (旧亀岡土木事務所)	落 石 土 砂 崩 落	(府) 茨木亀岡 (府) 柚原向日 (府) 東掛小林	A-2 B-2	0	0	0.0	S45	11780 遮断装置 2箇所

(注) 通行規制対象雨量は過去48時間の連続降雨量を示す。
連続降雨量……4時間以内の中断は連続降雨量とみなす。
道路情報板で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をCとして計上する。

別表－1

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 一般国道

京 都 府 (2 / 5)

図面 対照 番号	路 線 名	担当事 務所名	規 制 区 間		交通量 台／日	規 制 基 準			危険内容	迂 回 路	道路 情報 版	道路 モニ ター	前 年 度		指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置
			自 郡市 町村字 至 郡市 町村字	延長 (km)		規 制 基 準 値 (mm)		気象等観測所								
						通 行 注 意	通 行 止									
						時 間 雨 量 連 続 雨 量	時 間 雨 量 連 続 雨 量									
15	4 7 7 号	南 丹	亀岡市郷ノ口 ～京都市右京区嵯峨越畑	4.0	409	80	120	神吉テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(国) 9号, 162号 (府) 園部平屋 (府) 佐々江下中	B-2	0	0	0.0	S45	11880 遮断装置 2箇所
16	4 7 7 号	南 丹	南丹市八木町神吉～京都市境 (小畑峠)	2.8	540	100	150	神吉テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊	な し	B-1	0	0	0.0	S52	11860 遮断装置 1箇所
国 道 計			1 3 区間	49.0							A-8 B-28 C-1	0	0	0.0		遮断装置 22箇所

(注) 通行規制対象雨量は過去48時間の連続降雨量を示す。
連続降雨量……4 時間以内の中断は連続降雨量とみなす。
道路情報板で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をCとして計上する。

別表－1

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道 路 種 別			主 要 地 方 道			京 都 府 (3 / 5)											
図面 対照 番号	線 名	担当 事務所	規 制 区 間		交通量 台／日	規 制 基 準			危険内容	迂 回 路	道路 情報 版	道路 モニ ター	前 年 度 通行止実績		指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置	
			自 郡市 町村字 至 郡市 町村字	延長 (km)		規 制 基 準 値 (mm)		気象等観測所									
						通 行 注 意	通 行 止										
						時 間 雨 量 連 続 雨 量	時 間 雨 量 連 続 雨 量										
18	(2 号) 宮 津 養 父 線	丹 後	与謝郡与謝野町岩屋 ～兵庫県境 (岩屋峠)	1.5	2,391			滝テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(府) 加悦但東	B-2	0	0	0.0	S45	交通観測点 40130 遮断装置 2箇所	
19	(3 号) 大 津 南 郷 宇 治 線	山城北	宇治市横島町六石山 ～滋賀県境	9.4	1,904			宇治テレメーター(河) (旧宇治土木事務所) 荒木テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(国) 2 4 号 (国) 3 0 7 号 (府) 宇治田原大石東	A-1 B-1	0	0	0.0	S45	40150 遮断装置 1箇所	
20	(4 号) 笠 置 山 添 線	山城南	相楽郡笠置町南笠置 ～奈良県境	2.0	690			笠置テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(府) 奈良笠置 (国) 3 6 9 号	B-2	0	0	0.0	S49	40180 遮断装置 2箇所	
21	(5 号) 木 津 信 楽 線	山城南	相楽郡和束町原山 ～滋賀県境	12.0	1,715			湯船テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	な し	B-2	0	0	0.0	S45	40200 遮断装置 2箇所	
22	(5 号) 木 津 信 楽 線	山城南	木津川市加茂町井平尾 ～相楽郡和束町長井	3.5	5,860			恭仁大橋テレメーター(河) 三上山テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(府) 宇治木屋	B-2	0	0	0.0	S49	40190 遮断装置 2箇所	
23	(9 号) 綾 部 大 江 宮 津 線	中丹西	福知山市大江町毛原 ～宮津市岩戸 (普甲峠)	9.2	2,050			大江山テレメーター(河) 岩戸テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(国) 1 7 6 号 (国) 1 7 5 号 (国) 1 7 8 号	A-1 B-2	0	0	0.0	S49	40380 遮断装置 2箇所	
24	(1 1 号) 香 美 久 美 浜 線	丹 後	京丹後市久美浜町須地 ～兵庫県境 (三原峠)	1.5	2,340			久美浜テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊	(国) 1 7 8 号	B-1	0	0	0.0	S45	40510 遮断装置 1箇所	
25	(5 9 号) 市 島 和 知 線	南 丹	船井郡京丹波町角 ～才原	2.4	109			和知川橋テレメーター(河)	落 石	(国) 2 7 号	A-2 B-1	0	0	0.0	H6	41750 遮断装置 2箇所	
26	(1 9 号) 園 部 平 屋 線	南 丹	南丹市園部町船岡 ～日吉町殿田	3.0	7,831			殿田テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(国) 9 号 (府) 日吉京丹波	A-2	0	0	0.0	S45	40710 遮断装置 2箇所	
27	(2 1 号) 舞 鶴 野 原 港 高 浜 線	中丹東	舞鶴市小橋～野原	3.5	897			空山テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊	(府) 田井中田 (市) 野原大山	B-3 C-4	0	0	0.0	S45	40790 遮断装置 2箇所	
28	(3 8 号) 京 都 広 河 原 美 山 線	南 丹	南丹市美山町田歌 ～京都市境 (佐々里峠)	15.3	41			佐々里テレメーター(河) 田歌テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊	(国) 1 6 2 号 (国) 4 7 7 号	B-2 C-1	0	0	0.0	S49	41220 遮断装置 1箇所	
30	(5 1 号) 舞 鶴 和 知 線	南 丹	船井郡京丹波町下粟野 ～下乙見	2.0	927			細谷テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊	な し	B-2	0	0	0.0	S45	41470 遮断装置 2箇所	
31	(5 1 号) 舞 鶴 和 知 線	中丹東	舞鶴市行永 ～綾部市水梨 (菅坂峠)	7.1	911			舞鶴テレメーター(河) (旧舞鶴土木事務所) 八津合テレメーター(河)	土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊	(国) 2 7 号 (府) 小浜綾部	A-1 B-4 C-1	0	0	0.0	S49	41440(16制御点位置見) 遮断装置 3箇所	

(注) 通行規制対象雨量は過去48時間の連続降雨量を示す。
 連続降雨量……4時間以内の中断は連続降雨量とみなす。
 道路情報版で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をCとして計上する。

別表－1

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

京 都 府 (4 / 5)

京 都 府 (4 / 5)																	
図面 対照 番号	主 要 地 方 道 線 名	担当 事務所名	規 制 区 間		交通量 台／日	規 制 基 準			危険内容	迂 回 路	道路 情報 版	道路 モニ ター	前 年 度 通行止実績		指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置	
			自 郡市 町村字 至 郡市 町村字	延長 (km)		規 制 基 準 値 (mm)		気象等観測所									
						通 行 注 意	通 行 止										
						時 間 雨 量 連 続 雨 量	時 間 雨 量 連 続 雨 量										
33	(6 2 号) 宇 治 木 屋 線	山城北	綴喜郡宇治田原町郷ノ口 ～高尾(宵待橋)	2.3	6,040		80	120	宇治テレメーター(河) (旧宇治土木事務所) 荒木テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(国) 3 0 7 号 (国) 2 4 号	A-3 B-2	0	0	0.0	S45	交通観測点 41760 遮断装置 1箇所
34	(6 2 号) 宇 治 木 屋 線	山城南	相楽郡和束町木屋 ～柚田(木屋峠)	2.0	1,137		100	150	叡仁大橋テレメーター(河) 笠置テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(府) 木津信楽	B-2	0	0	0.0	S49	41790 遮断装置 2箇所
35	(6 3 号) 山 東 大 江 線	中丹西	福知山市大江町天田内 ～福知山市天座	6.3	64		100	150	大雲橋テレメーター(河) 下野条テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊	(国) 1 7 5 号 (国) 1 7 6 号	A-1 B-2	0	0	0.0	S56	41850 遮断装置 2箇所
36	(6 5 号) 生 駒 井 手 線	山城北	京田辺市打田	0.3	1,226		150	200	高船テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊	(府) 生駒精華	B-2	0	0	0.0	S49	41900 遮断装置 2箇所
37	(7 5 号) 浜 丹 後 線	丹 後	京丹後市弥栄町中山 ～中津	1.8	774		100	150	小田テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(国) 1 7 8 号 (国) 4 8 2 号	B-1	0	0	0.0	S49	42350 遮断装置 1箇所
38	(7 9 号) 伏 見 柳 谷 高 槻 線	乙 訓	長岡京市奥海印寺 ～大阪府境	4.0	2,277		100	150	乙訓テレメーター(河) (乙訓土木事務所) 正法寺テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(国) 1 7 1 号	B-3	0	0	0.0	S45	42500 遮断装置 2箇所
39	(8 2 号) 上 野 南 山 城 線	山城南	相楽郡南山城村南大河原 ～高尾	11.0	222		80	120	北大河原テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(府) 月ヶ瀬今山	B-2	0	0	0.0	S45	42600 遮断装置 2箇所
47	(8 0 号) 日 吉 京 丹 波 線	南 丹	船井郡京丹波町長野 ～藤ヶ瀬	3.3	556		100	150	下山テレメーター(国)	落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊	(国) 2 7 号	なし	0	0	0.0	S44	10890 遮断装置 2箇所
主 要 地 方 道 計			2 1 区 間	103.4								A-11 B-38 C-6	0	0	0.0		遮断装置 3 8 箇所

(注) 通行規制対象雨量は過去48時間の連続降雨量を示す。
 連続降雨量……4時間以内の中断は連続降雨量とみなす。
 道路情報板で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をCとして計上する。

別表－1

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 一 般 県 道（一般都道、一般道道、一般府道）

京 都 府（ 5 / 5 ）

図面 対照 番号	線 名	担当 事務所名	規 制 区 間		交通量 台／日	規 制 基 準		危険内容	迂 回 路	道路 情報 版	道路 モニ ター	前 年 度 通行止実績		指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置		
			自 至	町村字 町村字 (km)		規 制 基 準 値 (mm)	気象等観測所										
						通 行 注 意						通 行 止					
						時 間 雨 量 連 続 雨 量						時 間 雨 量 連 続 雨 量					
40	(3 2 1 号) 和 東 井 手 線	山城北	綴喜郡井手町上井手 ～田村新田	3.0	544		80	120	井手テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	な し	B-2	0	0	0.0	S45	交通観測点 60650 遮断装置 2箇所
42	(1 0 9 号) 福 知 山 山 南 線	中丹西	福知山市奥榎原 ～兵庫県境（穴裏峠）	3.0	1,715		100	150	上豊富テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(国) 4 2 9 号	A-1 B-1	0	0	0.0	S45	60020 遮断装置 1箇所
43	(5 6 1 号) 田 井 中 田 線	中丹東	舞鶴市田井～栃尾 (大山峠)	8.0	1,313		120	150	空山テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落 路 肩 欠 壊	(府) 舞鶴野原港高浜 (市) 野原大山	B-2 C-2	0	0	0.0	S52	61690 遮断装置 2箇所
44	(6 5 1 号) 大 宮 岩 滝 線	丹 後	与謝郡与謝野町大内 (大内峠)	2.7	797		80	120	堂谷橋テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(国) 1 7 6 号 (国) 3 1 2 号 (府) 網野岩滝	B-2	0	0	0.0	S49	62140 遮断装置 2箇所
45	(6 5 4 号) 井 辺 平 線	丹 後	京丹後市弥栄町黒部 ～中山	3.0	544		100	150	小田テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(国) 1 7 8 号 (国) 4 8 2 号	B-1	0	0	0.0	S49	62220 遮断装置 1箇所
46	(6 5 4 号) 井 辺 平 線	丹 後	京丹後市弥栄町田中 ～川久保	2.8	601		80	120	小田テレメーター(河) 宇川テレメーター(河)	落 石 土 砂 崩 落	(国) 1 7 8 号 (国) 4 8 2 号	B-2 C-2	0	0	0.0	S49	62230 遮断装置 2箇所
一 般 府 道 計			6 区 間	22.5							A-1 B-10 C-4	0	0	0.0		遮断装置 1 0 箇所	
都 道 府 県 道 合 計			2 7 区 間	125.9							A-12 B-48 C-10	0	0	0.0		遮断装置 4 8 箇所	

(注) 通行規制対象雨量は過去48時間の連続降雨量を示す。
 連続降雨量……4時間以内の中断は連続降雨量とみなす。
 道路情報板で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をCとして計上する。

別表－２

特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

道路種別 一般国道

京 都 府（１／３）

図面 対照 番号	線 名	担当事 務所名	規 制 区 間		交通量 台／日	規 制 条 件 (通 行 止)	危険内容	迂 回 路	道路 情報 版	道路 モニ ター	前 年 度 通行止実績		指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置	
			自 至	郡市 町村字							延長 (km)	回数			延時間
1-1	1 7 5 号	中丹西	福知山市牧 福知山市大江町上野	6.7	13,572	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		A-4	0	0	0.0	H 1 7	11150 遮断装置 3箇所	
1-2	1 7 5 号	中丹西 中丹東	福知山市大江町上野 舞鶴市八田	14.9	4,749	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		A-4 C-2	1	0	0.0	H 1 7	11180 遮断装置 9箇所	
1-3	1 7 5 号	中丹東	舞鶴市八田 舞鶴市上福井	1.7	16,136	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		A-1	0	0	0.0	H 1 7	11200 遮断装置 1箇所	
11	1 7 6 号	丹 後	与謝郡与謝野町石川 与謝郡与謝野町石川	2.0	21,884	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水	(府) 宮津養父	A-1	0	0	0.0	H 2 4	11260	
2	1 7 8 号	中丹東 丹 後	舞鶴市八田 宮津市石浦	5.1	7,042	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		A-1	0	0	0.0	H 1 7	11330	
10	1 6 3 号	山城南	相楽郡笠置町笠置 相楽郡笠置町有市	3.0	9,365	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		A-2	0	0	0.0	H 1 8	11040	
12	4 8 2 号	丹 後	京丹後市弥栄町黒部 京丹後市弥栄町黒部	1.0	5,937	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水	(府) 間人大宮	A-2	0	0	0.0	H 2 4	12180	
国 道 計			7 区 間	34.4					A-15 C-2	1	0	0.0			

(注) 道路情報板で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をCとして計上する。

別表－2

特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

道 路 種 別 主 要 地 方 道				京 都 府 (2 / 3)											
図面 対照 番号	路 線 名	担当事 務所名	規 制 区 間		交通量 台／日	規 制 条 件 (通 行 止)	危険内容	迂 回 路	道路 情報 版	道路 モニ ター	前 年 度 通 行 止 実 績		指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置	
			自 郡 市 町 村 字 至 郡 市 町 村 字	延長 (km)							回 数	延 時 間			
20	(1 0 号) 大 山 崎 大 枝 線	乙 訓	長岡京市友岡四丁目 (府道友岡地下道)	0.1	13,172	路面冠水深が1 5 cmに達したとき	冠 水	(府)西京高槻 (府)開田長岡京停車場	B-2	0	0	0.0	H 2 5	交通観測点 40420 遮断装置2箇所	
25	(1 0 号) 大 山 崎 大 枝 線	乙 訓	長岡京市調子三丁目 (調子第二地下道)	0.3	7,054	路面冠水深が1 5 cmに達したとき	冠 水	(府)奥海印寺納所 (府)下植野長岡京	B-2	0	0	0.0	H 2 6	40410 遮断装置 2箇所	
26	(1 5 号) 宇 治 淀 線	山城北	宇治市寺山	0.3	17,930	路面冠水深が1 5 cmに達したとき	冠 水	(府)城陽宇治 (府)宇治淀	B-2	0	0	0.0	H 2 9	遮断装置 2箇所	
21	(2 5 号) 亀 岡 園 部 線	南 丹	南丹市園部町船岡 (J R 船岡駅北側)	0.1	3,041	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		なし	0	0	0.0	H 2 4	41050	
22	(4 9 号) 久 美 浜 湊 宮 浦 明 線	丹 後	京丹後市久美浜町葛野 京丹後市久美浜町鹿野	0.8	1,717	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		なし	0	0	0.0	H 2 4	41350	
3	(5 5 号) 舞 鶴 福 知 山 線	中丹東 中丹西	舞鶴市上東 福知山市中	25.7	1,324 ～3,381	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		A-1 B-2	2	0	0.0	H 1 7	41610～41650 遮断装置 2 1 箇所	
23	(7 7 号) 綾 部 イ ン タ ー 線	中丹東	綾部市川糸町 (川糸アンダーパス)	0.3	6,361	路面冠水深が1 5 cmに達したとき	冠 水		B-2	0	0	0.0	H 2 4	42410	
24	(7 9 号) 伏 見 柳 谷 高 槻 線	乙 訓	長岡京市馬場 (七反田地下道)	0.4	12,754	路面冠水深が1 5 cmに達したとき	冠 水	(府)西京高槻【高き制限有】 (国)171号 (府)向日町停車場 (府)上久世石見上里	B-2	0	0	0.0	H 2 4	42510 遮断装置 2箇所	
主 要 地 方 道 計			8 区 間	28.0					A-1 B-12	2	0	0.0			

(注) 道路情報板で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をCとして計上する。

別表－2

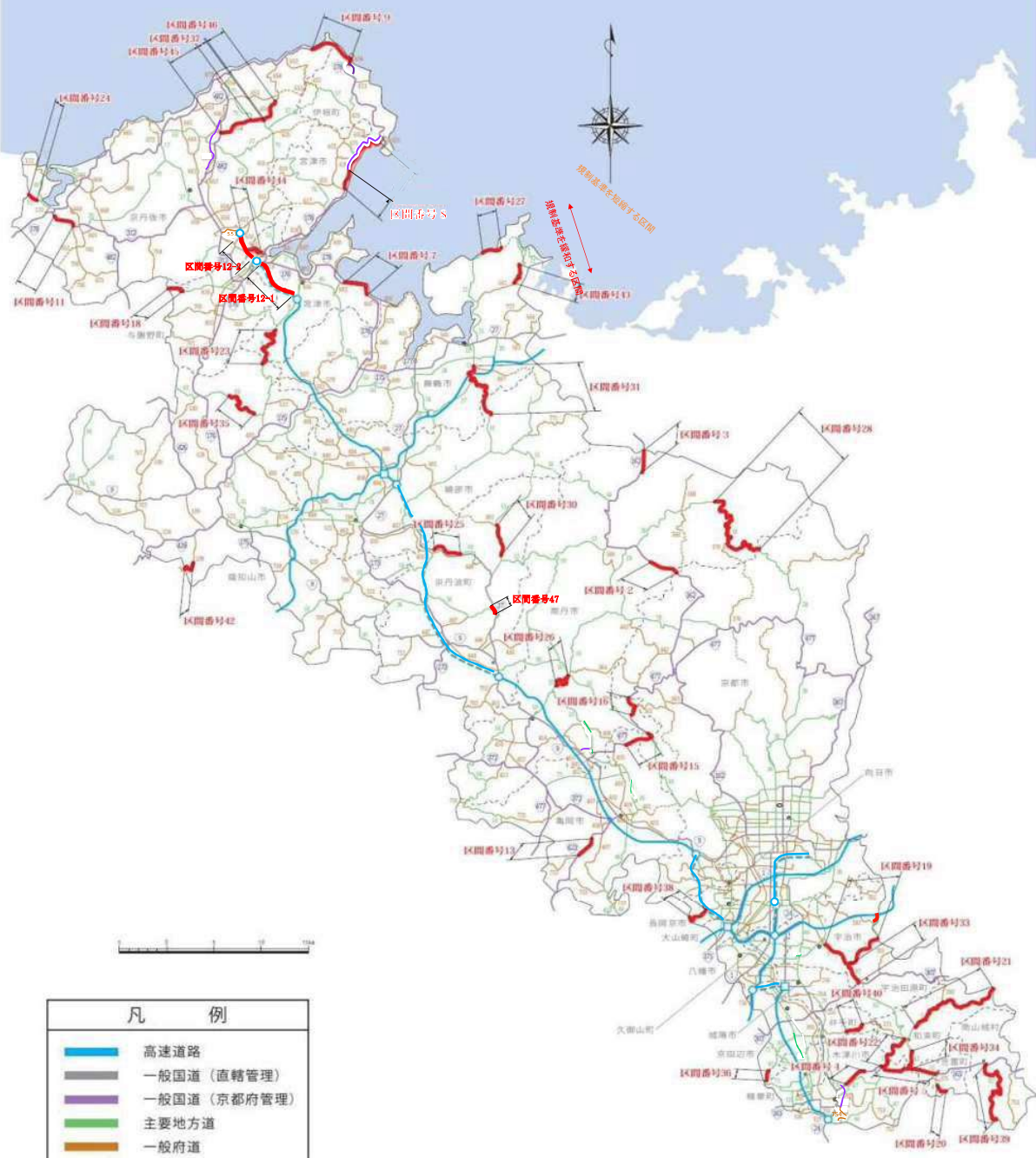
特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

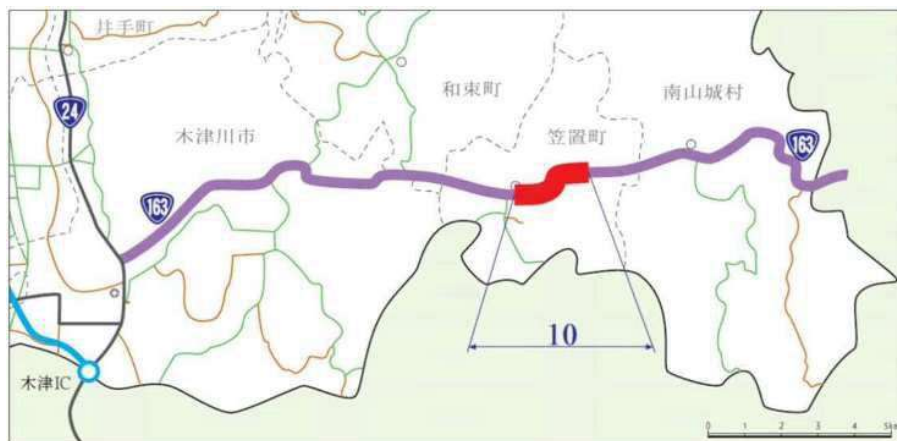
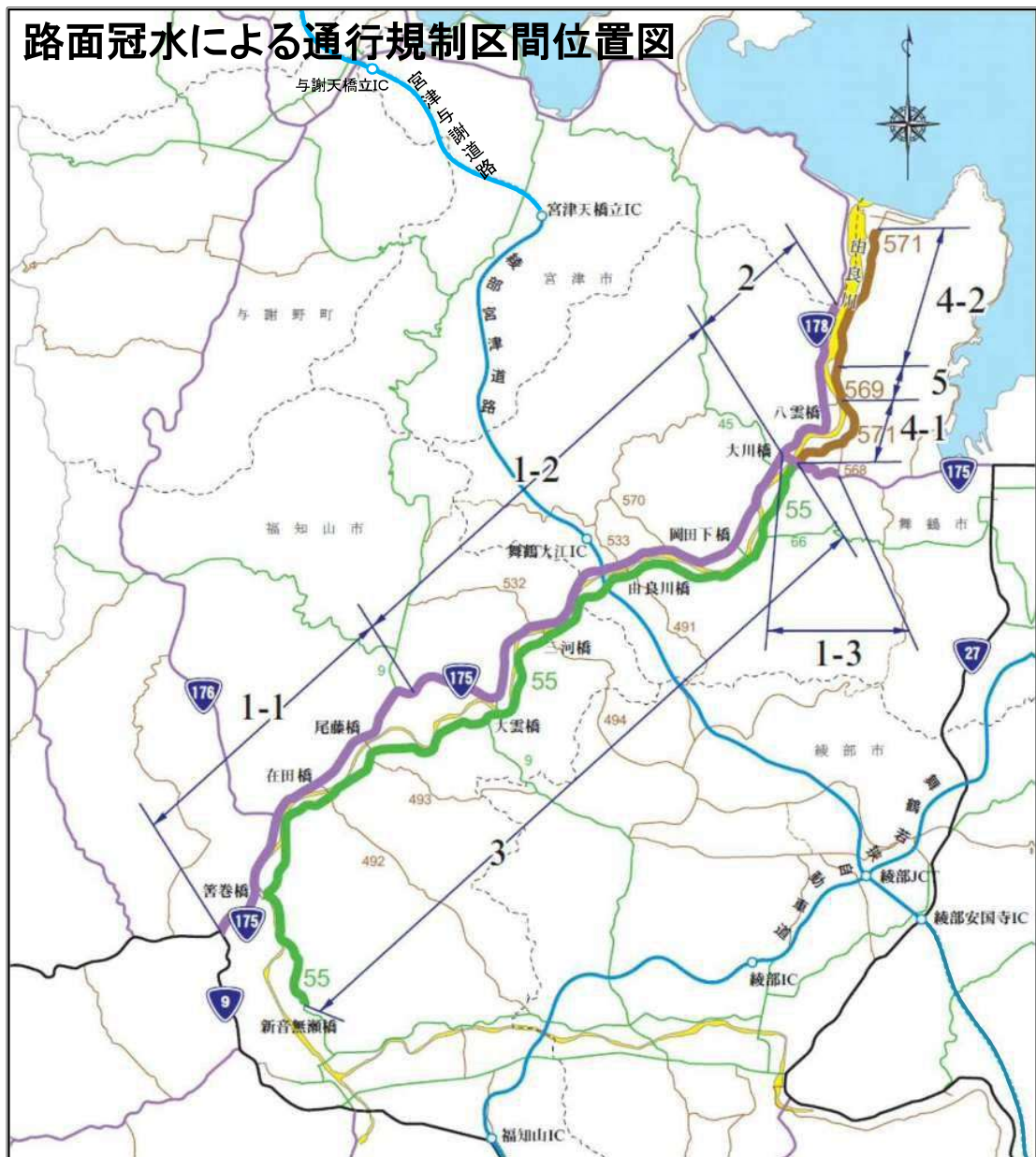
京 都 府（ 3／3 ）

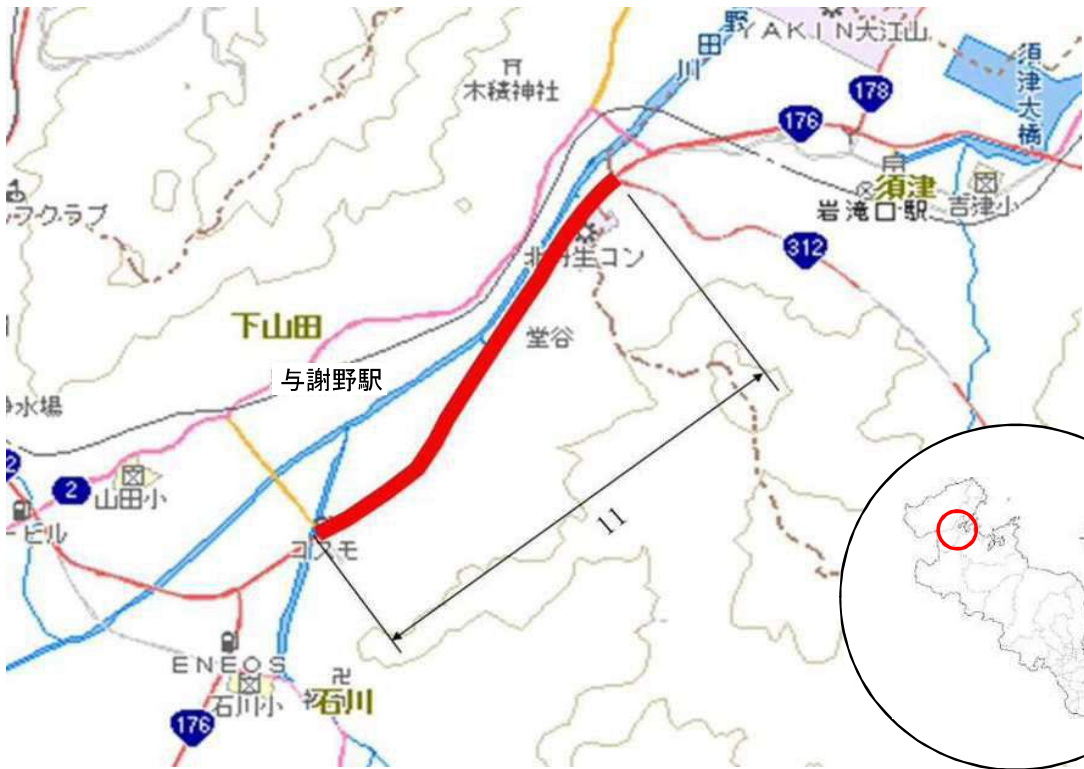
道 路 種 別										主 要 地 方 道										京 都 府 (3 / 3)									
図面 対照 番号	路 線 名	担当 事務所名	規 制 区 間		交通 量 台／日	規 制 条 件 (通 行 止)	危険内容	迂 回 路	道路 情報 版	道路 モニ ター	前 年 度 通行止実績		指定 年度	備 考 道路交通 遮断装置															
			自 至	町村字 町村字							延長 (km)	回数			延時間														
30	(2 0 2 号) 伏 見 向 日 線	乙 訓	向日市森本町 (前田地下道)	向日市森本町	0.3	13,852	路面冠水深が15cmに達したとき	冠 水	(府) 西京高欄【両き制限有】 (国) 171号 (府) 向日町停車場 (府) 上久世石見上里	B-2	0	0	0.0	H24	交通観測点 60060 遮断2箇所														
31	(2 0 3 号) 志水西向日停車場線	乙 訓	向日市上植野町 (南小路地下道)	向日市上植野町	0.2	18,569	路面冠水深が15cmに達したとき	冠 水	(府) 西京高欄【両き制限有】 (国) 171号 (府) 向日町停車場 (府) 上久世石見上里	B-2	0	0	0.0	H24	60070 遮断装置 2箇所														
32	(2 0 4 号) 奥海印寺納所線	乙 訓	長岡京市調子二丁目 (調子地下道)	長岡京市調子三丁目	0.4	11,748	路面冠水深が15cmに達したとき	冠 水	(府) 京田原線【両き制限有】 (国) 171号 (府) 南山町停車場 (府) 上久世石見上里 (府) 大田駅大枝【両き制限有】 (府) 下福野光山線	B-2	0	0	0.0	H24	60110 遮断装置 2箇所														
34	(4 9 3 号) 西坂蓼原線	中丹西	福知山市大江町河守 (KTRアンダーパス)	福知山市大江町河守	0.1	445	路面冠水深が15cmに達したとき	冠 水		なし	0	0	0.0	H26	61390														
4-1	(5 7 1 号) 西神崎上東線	中丹東	舞鶴市中山	舞鶴市上東	3.0	4,939	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		なし	1	0	0.0	H17	61810 遮断装置 1箇所														
5	(5 6 9 号) 東雲停車場線	中丹東	舞鶴市水間	舞鶴市中山	1.0	540	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		なし	0	0	0.0	H17	61780 遮断装置 1箇所														
4-2	(5 7 1 号) 西神崎上東線	中丹東	舞鶴市油江	舞鶴市水間	3.9	5,307	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水		なし	1	0	0.0	H17	61800 遮断装置 1箇所														
33	(6 7 3 号) 浅茂川下岡線	丹 後	京丹後市網野町下岡	京丹後市網野町網野	1.3	5,885	路面冠水が始まった場合、又は、その危険性が極めて高い場合	冠 水	(府) 木津網野 (国) 178号	なし	0	0	0.0	H24	62500														
一 般 府 道 計			8 区 間		10.2					B-6	2	0	0.0																
都 道 府 県 道 合 計			16 区 間		38.2					A-1 B-18	5	0	0.0																

(注) 道路情報板で門型式をA、手動以外の路側式をB、手動の路側式をCとして計上する。

連続雨量による通行規制区間位置図





路面冠水による通行規制区間			
番号	11	路線名	(国)176号
		箇所名	与謝野町石川地内
			
路面冠水による通行規制区間			
番号	12	路線名	(国)482号
		箇所名	京丹後市弥栄町黒部地内
			

路面冠水による通行規制区間			
番号	20	路線名	(主)大山崎大枝線
		箇所名	府道友岡地下道
			
路面冠水による通行規制区間			
番号	21	路線名	(主)亀岡園部線
		箇所名	JR船岡駅北側
			

[illegible]

路面冠水による通行規制区間					
番号	23	路線名	(主)綾部インター線	箇所名	川糸アンダーパス

The map displays the area around Yaguchi City, showing the location of the No. 23 road closure section. The map highlights the area around the Yaguchi Interchange and the Kawaikita Underpass. A red vertical bar indicates the closure section. An inset map shows the location of this area within the larger region of Yamaguchi Prefecture.

路面冠水による通行規制区間

番号	24	路線名	(主)伏見柳谷高槻線	箇所名	七反田地下道
----	----	-----	------------	-----	--------



路面冠水による通行規制区間

番号	25	路線名	(主)大山崎大枝線	箇所名	調子第二地下道
----	----	-----	-----------	-----	---------



路面冠水による通行規制区間

番号	26	路線名	(主)宇治淀線	箇所名	寺山
----	----	-----	---------	-----	----

出典: 国土地理院ウェブサイト

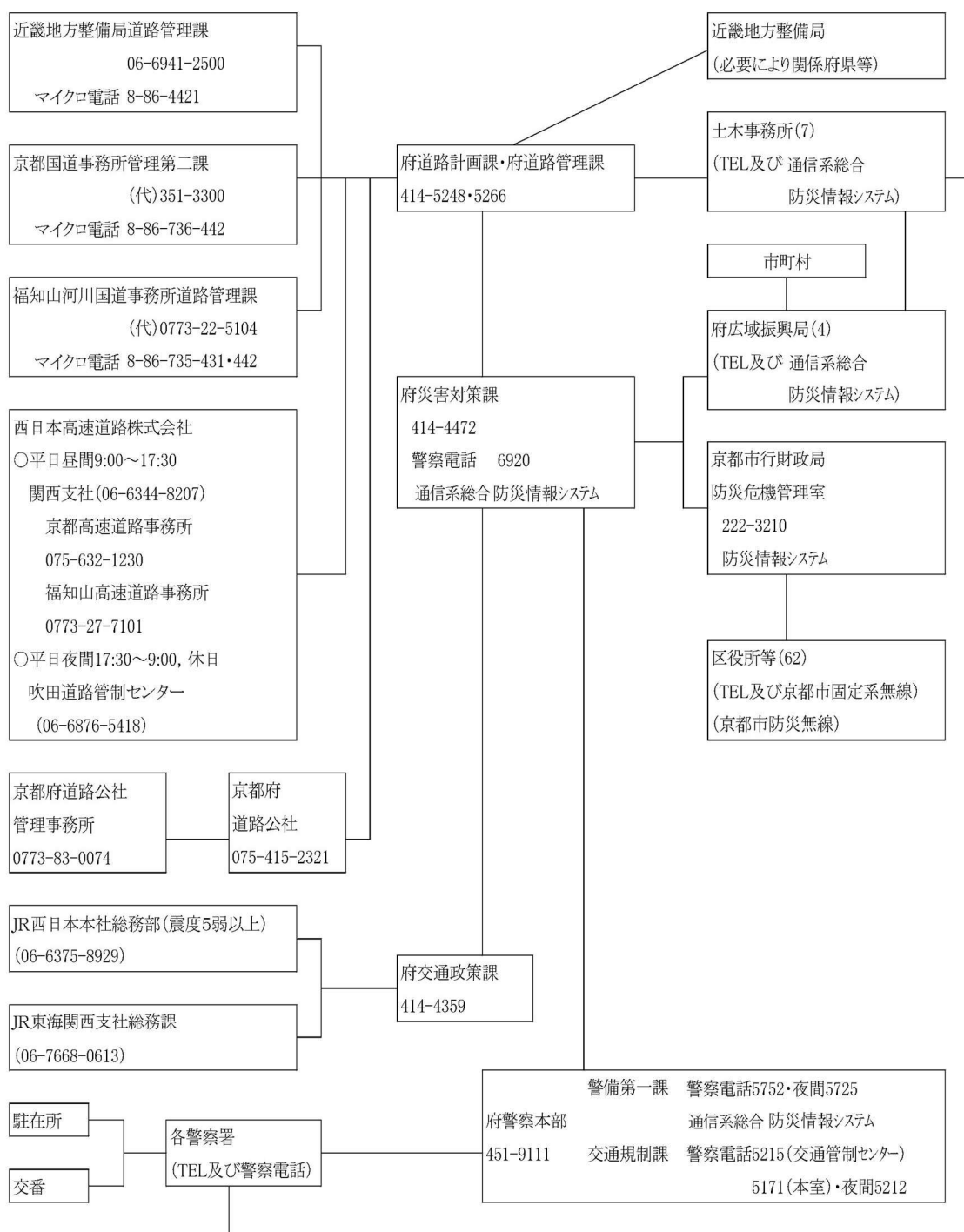
路面冠水による通行規制区間			
番号	30	路線名	(一)伏見向日線
		箇所名	前田地下道
			
路面冠水による通行規制区間			
番号	31	路線名	(一)志水西向日停車場線
		箇所名	南小路地下道
			

路面冠水による通行規制区間			
番号	32	路線名	(一)奥海印寺納所線
		箇所名	調子地下道
			
路面冠水による通行規制区間			
番号	33	路線名	(一)浅茂川下岡線
		箇所名	京丹後市網野町下岡～同網野地内
			

路面冠水による通行規制区間			
番号	34	路線名	(一)西坂蓼原線
		箇所名	河守KTRアンダーパス
			
路面冠水による通行規制区間			
番号		路線名	
		箇所名	

(3) 伝達系統

道路・交通の災害情報等の伝達系統



注:災害協定等において個別の定めのあるときは、その定めによる。

第 15 章 避難のための立ち退き

1 立ち退き計画の作成

水防管理団体においては、その長が所轄警察署と協議して立ち退き計画を作成し、予定立ち退き先、経路等必要な措置を講じておくこと。

2 立ち退き指示

水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し水防信号第4信号（第9章第3節）、広報網、通信その他の方法により、避難のため立ち退くべきことを指示する。

地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合は上記に準じて対応するものとする。

水防管理者が立ち退きを指示する場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

3 立ち退き指示の徹底

実施責任者は、テレビ、ラジオ、信号、広報車あるいは広報網、その他の方法により区域居住者に周知徹底を図るものとする。

第 16 章 応 急 復 旧

1 河川における応急復旧

土木事務所長は、河川において被害（決壊、崩壊、漏水亀裂等）が発生した場合において、応急復旧に特に緊急を要すると認めたときは、速やかに応急措置をとるとともに、その旨を建設交通部長に報告し、事後の措置について指示を受けるものとする。

2 道路・橋梁等の応急復旧

土木事務所長は、道路の被害（埋没・亀裂・崩土路肩決壊・全壊・半壊等）及び橋梁に被害（破壊・流出）が発生した場合は、前項の例により措置するものとする。

第 17 章 水 防 解 除

1 水防管理者

水防管理者は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、警戒の必要がなくなって水防解除を命じたときは、これを一般に周知させるとともに、所轄土木事務所長及び広域振興局長に報告する。

2 土木事務所長

土木事務所長は、前項の報告を受けたときは、直ちに建設交通部河川課・砂防課に報告する。

第 18 章 水 防 活 動 報 告

水防が終結したときは、その都度関係水防管理団体の長は、遅滞なく 107、108 頁の様式『水防 活動実施報告書』により 5 日以内に土木事務所を経由して知事に報告するものとする。

ただし、警戒のみに終わった場合は、この限りではない。

第 19 章 水 防 訓 練

- 1 指定水防管理団体は、水防訓練を毎年 1 回以上なるべく出水期前に行うものとする。
- 2 その他の水防管理団体の訓練の時期は、前項に準ずる。

第 20 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水の防止のための措置

1 洪水対応

(1) 水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定

洪水予報河川及び水位周知河川等について、想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

洪水予報河川及び水位周知河川等の洪水浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町村は、以下のとおりである。

水系名	河川名	種別	指定年月	関係市町村	管 内
淀 川	鴨川	洪水予報河川	H30. 5	京都市、八幡市、久御山町	京 都
			R7. 5	京都市	
	高野川	洪水予報河川	H30. 5	京都市	
			R7. 5	京都市	
	桂川(上流)	水位周知河川	H30. 5	京都市	
			R7. 5	京都市	
	弓削川	水位周知河川	H30. 5	京都市	
	山科川	水位周知河川	H30. 5	京都市、宇治市	
			R7. 5	京都市、宇治市	
	天神川	水位周知河川	H30. 5	京都市	
			R7. 10	京都市	
	白川		R7. 5	京都市	
	岩倉川		R7. 5	京都市	
	長代川		R7. 5	京都市	
	鞍馬川		R7. 5	京都市	
	静原川		R7. 5	京都市	
	貴船川		R7. 5	京都市	
	有栖川		R7. 5	京都市	
	清滝川		R7. 5	京都市	
	室谷川		R7. 5	京都市、南丹市	
	室地川		R7. 5	京都市	
	明石川		R7. 5	京都市	
	熊田川		R7. 5	京都市	
	細野川		R7. 5	京都市、南丹市	
	筒江川		R7. 5	京都市	
	知谷川		R7. 5	京都市	
	三明谷川		R7. 5	京都市	
	小塩川		R7. 5	京都市	
	灰屋川		R7. 5	京都市	
	片波川		R7. 5	京都市	
	別所川		R7. 5	京都市	
	能見川		R7. 5	京都市	

水系名	河川名	種別	指定年月	関係市町村	管 内
淀 川	東高瀬川		R7. 5	京都市	京 都
	七瀬川		R7. 5	京都市	
	旧安祥寺川		R7. 5	京都市	
	安祥寺川		R7. 5	京都市	
	四宮川		R7. 5	京都市	
	針畑川		R7. 5	京都市	
	久多川		R7. 5	京都市	
	西羽束師川		R7. 5	京都市、大山崎町、長岡京市、向日市	
	西羽束師川支川		R7. 5	京都市、大山崎町、長岡京市、向日市	
	音羽川		R7. 5	京都市	
	瀬戸川		R7. 5	京都市	
	合場川		R7. 5	京都市	
	西野山川		R7. 5	京都市	
	西野山川支川		R7. 5	京都市	
	藤尾川		R7. 5	京都市	
	新川		R7. 5	京都市、向日市	
	西高瀬川	水防警報河川	R7. 10	京都市	
	御室川		R7. 10	京都市	
	宇多川		R7. 10	京都市	
	小畑川	水位周知河川	H30. 5	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町	乙 訓
	小泉川	水位周知河川	H30. 5	長岡京市、大山崎町	
	久保川		R7. 5	大山崎町	
	犬川		R7. 5	長岡京市	
	善峰川		R7. 5	京都市、長岡京市	
	芥川		R7. 5	京都市	
	大谷川	水位周知河川	H30. 5	八幡市、京田辺市	山城北
			R7. 5	京田辺市	
	田原川	水位周知河川	R1. 5	宇治田原町	
			R7. 5	宇治田原町	
	馬坂川	水防警報河川	R7. 5	京田辺市	
	普賢寺川	水位周知河川	H30. 5	京田辺市	
			R7. 5	京田辺市	
	鬼灯川		R7. 5	京田辺市	
	南谷川	水防警報河川	R7. 5	井手町	
	遠藤川		R7. 5	京田辺市	
	古川	水防警報河川	R7. 5	京都市、宇治市、城陽市、久御山町	
	志津川		R7. 5	宇治市	
	門口川		R7. 5	宇治田原町	
	犬打川		R7. 5	宇治田原町	
	符作川		R7. 5	宇治田原町	
	滝ノ口川		R7. 5	宇治田原町	
	糠塚川		R7. 5	宇治田原町	

水系名	河川名	種別	指定年月	関係市町村	管 内
淀 川	大導寺川		R7.5	宇治田原町	山城北
	禪定寺川		R7.5	宇治田原町	
	石詰川		R7.5	宇治田原町	
	笠取川		R7.5	宇治市	
	奥山田川		R7.5	宇治田原町	
	大福川		R7.5	宇治田原町	
	里川		R7.5	宇治田原町	
	名木川		R7.5	宇治市、久御山町	
	井川		R7.5	宇治市	
	防賀川	水防警報河川	R7.10	京田辺市、八幡市	
	手原川	水防警報河川	R7.10	京田辺市	
	天津神川	水防警報河川	R7.10	京田辺市	
	長谷川	水防警報河川	R7.10	城陽市	
	青谷川	水防警報河川	R7.10	井手町、城陽市	
	玉川	水防警報河川	R7.10	井手町	
	渋川	水防警報河川	R7.10	井手町、木津川市	
	堂の川		R7.10	宇治市、京都市	
	弥陀次郎川	水防警報河川	R7.10	宇治市、京都市	
	戦川		R7.10	宇治市	
	新田川		R7.10	宇治市	
	煤谷川	水位周知河川	R1.10	京田辺市、精華町	山城南
	山田川	水位周知河川	R1.10	木津川市、精華町	
			R7.5	木津川市、精華町	
	井関川	水位周知河川	R1.10	木津川市	
	赤田川	水位周知河川	R1.10	木津川市	
			R7.5	木津川市	
	和束川	水位周知河川	R1.5	和束町、木津川市	
			R7.5	和束町	
	萩の谷川		R7.5	木津川市	
	渋谷川		R7.5	木津川市	
	鹿川		R7.5	木津川市	
	山松川		R7.5	木津川市	
	大井手川		R7.5	木津川市	
	石部川		R7.5	木津川市	
	蛇吉川		R7.5	木津川市	
	杣田川		R7.5	和束町	
	南川		R7.5	和束町	
	中村川		R7.5	和束町	
	門前川		R7.5	和束町	
	谷山川		R7.5	和束町	
	椎原川		R7.5	和束町	
	白砂川		R7.5	笠置町	

水系名	河川名	種別	指定年月	関係市町村	管 内
淀 川	打滝川		R7. 5	笠置町	山城南
	布目川		R7. 5	笠置町	
	山城谷川		R7. 5	南山城村	
	渋久川		R7. 5	南山城村	
	小川		R7. 5	木津川市	
	井関川放水路		R7. 5	木津川市	
	天神川	水防警報河川	R7. 10	木津川市、井手町	
	不動川	水防警報河川	R7. 10	木津川市	
	鳴子川	水防警報河川	R7. 10	木津川市	
	新川	水防警報河川	R7. 10	木津川市	
	桂川（中流）	洪水予報河川	H30. 10	亀岡市、南丹市	南 丹
	犬飼川	水位周知河川	H30. 10	亀岡市	
	園部川	洪水予報河川	H30. 10	南丹市	
			R7. 10	南丹市	
	田原川	水位周知河川	H30. 10	南丹市、京都市	
	奥山川		R7. 5	南丹市	
	胡麻川		R7. 5	南丹市	
	志和賀川		R7. 5	南丹市	
	海老谷川		R7. 5	南丹市	
	木住川		R7. 5	南丹市	
	中世木川		R7. 5	南丹市	
	大路次川		R7. 5	亀岡市	
	千ヶ畑川		R7. 5	亀岡市	
	栢原川		R7. 5	亀岡市	
	東掛川		R7. 5	亀岡市	
	安威川		R7. 5	亀岡市	
	鶉の川		R7. 10	亀岡市	
	西川		R7. 10	亀岡市	
	年谷川	水防警報河川	R7. 10	亀岡市	
	雑水川		R7. 10	亀岡市	
	曾我谷川	水防警報河川	R7. 10	亀岡市	
	愛宕谷川		R7. 10	亀岡市	
	七谷川	水防警報河川	R7. 10	亀岡市	
	古川		R7. 10	亀岡市	
	山内川		R7. 10	亀岡市	
	菰川		R7. 10	亀岡市	
	千々川		R7. 10	亀岡市	
	東所川		R7. 10	南丹市	
	三俣川	水防警報河川	R7. 10	亀岡市、南丹市	
	官山川		R7. 10	南丹市	
	馬田川		R7. 10	南丹市	
	天神川		R7. 10	南丹市	

水系名	河川名	種別	指定年月	関係市町村	管内
淀川	陣田川		R7. 10	南丹市	南丹
	半田川		R7. 10	南丹市	
	本梅川		R7. 10	亀岡市、南丹市	
	八田川		R7. 10	南丹市	
	音羽川		R7. 10	亀岡市	
	神田川		R7. 10	亀岡市	
	北川		R7. 10	亀岡市	
	法貴谷川		R7. 10	亀岡市	
由良川	棚野川	水位周知河川	H30. 10	南丹市	中丹東
	高屋川	水位周知河川	H30. 5	京丹波町	
			R7. 5	京丹波町	
	由良川		R7. 5	南丹市、京丹波町、綾部市	
	井尻川		R7. 5	京丹波町	
	質美川		R7. 5	京丹波町	
	畑川		R7. 5	南丹市、京丹波町	
	実勢川		R7. 5	京丹波町	
	須知川	水防警報河川	R7. 5	京丹波町	
	水戸川		R7. 5	京丹波町	
	曾根川		R7. 5	京丹波町	
	曾谷川		R7. 5	京丹波町	
	大朴川		R7. 5	京丹波町	
	水呑川		R7. 5	京丹波町	
	上和知川		R7. 5	京丹波町	
	西河内川		R7. 5	京丹波町	
	川谷川		R7. 5	南丹市	
	砂木谷川		R7. 5	南丹市	
	西川		R7. 5	南丹市	
	神谷川		R7. 5	南丹市	
	下谷川		R7. 5	南丹市	
	山森川		R7. 5	南丹市	
	太田川		R7. 5	南丹市	
	原川		R7. 5	南丹市	
	深見川		R7. 5	南丹市	
	知見谷川		R7. 5	南丹市	
	西畑川		R7. 5	南丹市	
	小畠川		R7. 5	南丹市	
	河内谷川		R7. 5	南丹市	
	佐々里川		R7. 5	南丹市	
	中ノ谷川		R7. 5	南丹市	
	東又川		R7. 5	京丹波町	
	犀川	水位周知河川	H30. 5	綾部市	
			R7. 5	綾部市	

水系名	河川名	種別	指定年月	関係市町村	管 内
由良川	上林川	水位周知河川	R1. 10	綾部市	中丹東
			R7. 10	綾部市	
	和江谷川		R7. 5	舞鶴市	
	土佐川		R7. 5	舞鶴市	
	丸田川		R7. 5	舞鶴市	
	八戸地川		R7. 5	舞鶴市	
	真壁川		R7. 5	舞鶴市	
	久田美川		R7. 5	舞鶴市	
	池田川		R7. 5	舞鶴市	
	富室川		R7. 5	舞鶴市	
	岡田川		R7. 5	舞鶴市	
	平川		R7. 5	舞鶴市	
	下見谷川		R7. 5	舞鶴市	
	長谷川		R7. 5	舞鶴市	
	宇谷川		R7. 5	舞鶴市	
	檜川		R7. 5	舞鶴市、宮津市	
	滝川		R7. 5	舞鶴市	
	荒倉川		R7. 5	綾部市、福知山市	
	伊路屋川		R7. 5	綾部市	
	西坂川		R7. 5	綾部市	
	天野川		R7. 5	綾部市	
	白道路川		R7. 5	綾部市	
	向田川		R7. 5	綾部市	
	西方川		R7. 5	綾部市	
	安場川		R7. 5	綾部市	
	八田川	水防警報河川	R7. 5	綾部市	
	小呂川		R7. 5	綾部市	
	上八田川		R7. 5	綾部市	
	大谷川		R7. 5	綾部市	
	木住川		R7. 5	綾部市	
	睦志川		R7. 5	綾部市	
	山内川		R7. 5	綾部市	
	稲早谷川		R7. 5	綾部市	
	田野川		R7. 5	綾部市	
	井根川		R7. 10	綾部市	
	浅原川		R7. 10	綾部市	
	畑口川		R7. 10	綾部市	
	草壁川		R7. 10	綾部市	
	古和木川		R7. 10	綾部市	
	宮川	水位周知河川	H30. 5	福知山市	中丹西
			R7. 5	福知山市	

水系名	河川名	種別	指定年月	関係市町村	管 内
由良川	牧川	水位周知河川	H30. 5	福知山市	中丹西
			R7. 5	福知山市	
	和久川	水位周知河川	H30. 5	福知山市	
			R7. 10	福知山市	
	土師川	水位周知河川	H30. 5	福知山市	
			R7. 5	福知山市、京丹波町	
	田中川		R7. 5	福知山市	
	三河川		R7. 5	福知山市	
	枯木川		R7. 5	福知山市	
	雲原川		R7. 5	福知山市	
	玉川		R7. 5	福知山市	
	北原川		R7. 5	福知山市	
	蓼原川		R7. 5	福知山市	
	尾藤川		R7. 5	福知山市	
	谷河川		R7. 5	福知山市	
	在田川		R7. 5	福知山市	
	花倉川		R7. 5	福知山市	
	大呂川		R7. 5	福知山市	
	佐々木川		R7. 5	福知山市	
	宮垣川		R7. 5	福知山市	
	千原川		R7. 5	福知山市	
	深山川		R7. 5	福知山市	
	畑川		R7. 5	福知山市	
	小畑川		R7. 5	福知山市	
	額田川		R7. 5	福知山市	
	末川		R7. 5	福知山市	
	東川		R7. 5	福知山市	
	大油子川		R7. 5	福知山市	
	直見川		R7. 5	福知山市	
	加津良川		R7. 5	福知山市	
	榎原川		R7. 5	福知山市	
	堺川		R7. 5	福知山市	
	竹田川		R7. 5	福知山市	
	大内川		R7. 5	福知山市	
	田野川		R7. 5	福知山市	
	平石川		R7. 5	福知山市	
	寺尾川		R7. 5	福知山市	
	川合川		R7. 5	福知山市	
	台頭川		R7. 5	福知山市	
	細見川		R7. 5	福知山市	
	西松川		R7. 5	福知山市	
	峠ヶ鼻川		R7. 5	福知山市	

水系名	河川名	種別	指定年月	関係市町村	管 内
由良川	友淵川		R7. 5	福知山市	中丹西
	猪鼻川		R7. 5	福知山市、京丹波町	
	加用川		R7. 5	福知山市、京丹波町	
	大砂利川		R7. 5	福知山市	
	法川		R7. 5	福知山市	
	大谷川		R7. 5	福知山市	
	弘法川	水防警報河川	R7. 10	福知山市	
	鳴谷川		R7. 10	福知山市	
	相長川		R7. 10	福知山市	
	大迫川		R7. 5	宮津市	丹 後
	馳出川		R7. 5	宮津市	
二級河川	志楽川	水位周知河川	H30. 10	舞鶴市	中丹東
			R7. 5	舞鶴市	
	伊佐津川	水位周知河川	H30. 10	舞鶴市	
			R7. 10	舞鶴市	
	野原川		R7. 5	舞鶴市	
	瀬崎川		R7. 5	舞鶴市	
	大丹生川		R7. 5	舞鶴市	
	河辺川		R7. 5	舞鶴市	
	朝来川		R7. 5	舞鶴市	
	吉野川		R7. 5	舞鶴市	
	堀川		R7. 5	舞鶴市	
	鹿原川		R7. 5	舞鶴市	
	祖母谷川		R7. 5	舞鶴市	
	与保呂川	水防警報河川	R7. 5	舞鶴市	
	椿川		R7. 5	舞鶴市	
	菅坂川		R7. 5	舞鶴市	
	池の内下川		R7. 5	舞鶴市	
	寺田川		R7. 5	舞鶴市	
	高野川		R7. 5	舞鶴市	
	女布川		R7. 5	舞鶴市	
	福井川		R7. 5	舞鶴市	
	天清川		R7. 10	舞鶴市	
	池内川		R7. 10	舞鶴市	
	青谷川		R7. 10	舞鶴市	
	米田川	水防警報河川	R7. 10	舞鶴市	
	野田川	水位周知河川	H30. 10	宮津市、与謝野町	丹 後
			R7. 10	宮津市、与謝野町	
	竹野川	水位周知河川	H30. 10	京丹後市	
			R7. 5	京丹後市	
	福田川	水位周知河川	H30. 10	京丹後市	
			R7. 5	京丹後市	

水系名	河川名	種別	指定年月	関係市町村	管 内
二級河川	川上谷川	水位周知河川	H30. 10	京丹後市	丹 後
			R7. 5	京丹後市	
	佐濃谷川	水位周知河川	H30. 10	京丹後市	
			R7. 5	京丹後市	
	大手川	水位周知河川	R2. 5	宮津市	
			R7. 5	宮津市	
	宇川	水位周知河川	R2. 5	京丹後市	
			R7. 5	京丹後市	
	筒川	水位周知河川	R2. 5	伊根町	
			R7. 5	伊根町	
	大雲川		R7. 5	宮津市	
	狩場川		R7. 5	宮津市	
	神子川		R7. 5	宮津市	
	大膳川		R7. 5	宮津市	
	今福川		R7. 5	宮津市	
	宮川		R7. 5	宮津市	
	男山川		R7. 5	与謝野町	
	三田川		R7. 5	与謝野町	
	真名井川		R7. 5	宮津市	
	畑川		R7. 5	宮津市	
	世屋川		R7. 5	宮津市	
	波見川		R7. 5	宮津市	
	犀川		R7. 5	宮津市	
	朝妻川		R7. 5	伊根町	
	長延川		R7. 5	伊根町	
	奥田川		R7. 5	伊根町	
	田原川		R7. 5	伊根町、宮津市	
	吉野川		R7. 5	京丹後市	
	須川		R7. 5	京丹後市	
	吉永川		R7. 5	京丹後市	
	力石川		R7. 5	京丹後市	
	徳良川		R7. 5	京丹後市	
	鳥取川		R7. 5	京丹後市	
	溝谷川		R7. 5	京丹後市	
	芋野川		R7. 5	京丹後市	
	小西川	水防警報河川	R7. 5	京丹後市	
	鱒留川		R7. 5	京丹後市	
	久次川		R7. 5	京丹後市	
	善王寺川		R7. 5	京丹後市	
	大谷川		R7. 5	京丹後市	
	常吉川		R7. 5	京丹後市	
	久住川		R7. 5	京丹後市	

水系名	河川名	種別	指定年月	関係市町村	管 内
二級河川	樋越川		R7. 5	京丹後市	丹 後
	離湖		R7. 5	京丹後市	
	大橋川		R7. 5	京丹後市	
	新庄川		R7. 5	京丹後市	
	木津川		R7. 5	京丹後市	
	俵野川		R7. 5	京丹後市	
	三原川		R7. 5	京丹後市	
	長野川		R7. 5	京丹後市	
	円頓寺川		R7. 5	京丹後市	
	永留川		R7. 5	京丹後市	
	芦原川		R7. 5	京丹後市	
	伯耆谷川		R7. 5	京丹後市	
	栃谷川		R7. 5	京丹後市	
	久美谷川		R7. 5	京丹後市	
	河梨川		R7. 5	京丹後市	
	馬地川		R7. 5	京丹後市	
	神谷川		R7. 5	京丹後市	
	新樋越川		R7. 5	京丹後市	
	香河川		R7. 10	与謝野町	
	奥山川		R7. 10	与謝野町	
	水戸川		R7. 10	与謝野町	
	岩屋川		R7. 10	与謝野町	
	加悦奥川		R7. 10	与謝野町	
	温江川		R7. 10	与謝野町	
	桜内川		R7. 10	与謝野町	
	滝川		R7. 10	与謝野町	

京都府ホームページ公表アドレスは下記のとおりである。

https://www.pref.kyoto.jp/sabo/kouzui_sinsui/kouzuinsuisouteikuiki.html

(2) 災害からの安全な京都づくり条例に基づく洪水浸水想定区域図の公表状況

洪水予報河川及び水位周知河川等以外の河川について、想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域図として公表する。

同条例に基づく洪水浸水想定区域の公表状況及び関係市町村は、以下のとおりである。

水系名	河川名	種別	公表年月	関係市町村	管 内
淀 川	白川放水路		R1. 10	京都市	京 都
	宇治川派流		R4. 10	京都市	
	濠川		R4. 10	京都市	
	岡本川		R4. 10	宇治市	山城北
	防賀川上津屋放水路		H30. 5	八幡市	
	防賀川神矢放水路		H30. 5	京田辺市	
	乾谷川		R1. 10	精華町	山城南
	乾谷川放水路		R1. 10	精華町	
	横川		R3. 5	笠置町	
	天神川放水路		R4. 10	南丹市	南 丹
由良川	奥山川		R4. 10	京丹波町	南 丹
	長谷川		R4. 10	京丹波町	
	木ノ谷川		R4. 10	京丹波町	
	弘法川放水路		H30. 5	福知山市	中丹西

京都府ホームページ公表アドレスは下記のとおりである。

https://www.pref.kyoto.jp/sabo/kouzui_sinsui/kouzuinsinsuisouteikuiki.html

2 高潮対応

水防法に基づく高潮浸水想定区域の指定

周辺地域に住宅、要配慮者利用施設等が存在する海岸について、高潮により氾濫した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。

高潮浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町は、以下のとおりである。

海岸名	指定年月	関係市町村	管 内
丹後沿岸	R8. 2	舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	中丹東 丹 後

京都府ホームページ公表アドレスは下記のとおりである。

https://www.pref.kyoto.jp/sabo/takashio_shinsui/index.html

(3) 洪水・高潮ハザードマップ

洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた第3章の市町村防災会議の責任に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第8条第3項に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

(4) 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図るために、必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告するものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(5) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項によるものを含む。）は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

作成した計画は市町村長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

さらに、自衛水防組織を置くよう努めるとともに、同組織を置いたときは、市町村長に報告しなければならない。

市町村は、市町村地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

なお、避難確保計画の作成が義務付けられた要配慮者利用施設に対し、講習会を開催するなど避難確保計画作成を促進する。

(6) 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第 15 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(7) 浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定した地区である。なお、京都府内における指定はない。

第 21 章 大阪府及び兵庫県との協定事項

1 大阪府との協定事項

- (1) 本府管内における淀川及び同支川、木津川及び桂川の堤防が決壊、若しくは溢水の危険がある場合又は決壊した場合は、直ちに大阪府都市整備部河川室に通報するとともに、その後の情報を連絡すること。
- (2) 上下流の各水防管理者から応援を求められたときは、水防法第 23 条の規定に基づいて行動すること。

2 兵庫県との協定事項

- (1) 兵庫県内における竹田川の堤防が決壊、もしくは溢水の危険がある場合、又は決壊した場合は、直ちに京都府中丹西土木事務所に通報するとともにその後の情報を連絡すること。
- (2) 上下流の各水防管理者から応援を求められたときは、水防法第 23 条の規定に基づいて行動すること。
- (3) 市島町量水標（兵庫県丹波土木事務所）が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときは、京都府中丹西土木事務所に通報すること。

水防活動報告書様式（１）

水防活動実施報告書

令和 年 月 日

作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 m 雨 量 mm								
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸								
日時	自 月 日 時 至 月 日 時								
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合計		
	人		人		人		人		
水防作業の概況及び工法	箇所 m 工 法								
水防の結果	効果 被害	堤防 m m	田 ㎡ ㎡	畑 ㎡ ㎡	家 戸 戸	鉄道 m m	道路 m m	人口 人 人	その他
使用資器材	かます、俵					居住者の 出動状況			
	万年、土俵								
	な わ					水防関係者の 死 傷			
	丸 太								
	その他					雨量水位の 状 況			
水防活動に関する 自己批判 備考									

（注）水防を行った箇所ごとに作成すること。

水 防 活 動 実 施 報 告 書 様 式 (2)

水防管理団体名 _____

平成30年台風第〇号における水防活動 (京都府〇〇市消防団・平成29年9月〇〇日～〇〇日)

〇概 要

〇〇市〇〇消防団、〇〇市〇〇水防団…は、平成30年8月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量〇〇mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輸工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

第 2 2 章 土地の立入の身分証明書

知事又は水防管理者が水防計画を作成するために必要がある場合、関係者を必要な土地に立ち入らせるときに携帯する身分証明書は、次のとおりである（水防法第 49 条第 2 項）。

表	8 cm 4 mm		6 cm
	水 防 職 員		
	第 号	交付 令和 年 月 日	
	所 属 機 関 名	水 防	
	職 名		
	氏 名		
生 年 月 日	年 月 日生		
所属機関の長名			
		印	

裏

心 得
1 本証は、自己の身分を証明する。
2 記名以外の者の使用を禁ずる。
3 本証の身分を失ったときは、速やかに本証を返還する。
4 本証の身分に異動があったときは、速やかに訂正を受ける
5 本証は、水防法第 49 条第 2 項の規定により土地に立ち入る場合の証票である。